

REPORT 2025

東栄信用金庫の現況



あなたの街の
あなたの金庫



ごあいさつ

会員並びにお取引先の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より東栄信用金庫に対しまして格別のご愛顧とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫について深くご理解いただくために、「東栄信用金庫の現況 REPORT2025」を作成しましたのでご覧いただければ幸いに存じます。

令和6年度の我が国経済は、コロナ禍の影響から脱した後、企業収益が過去最高を更新し、設備投資も増加するなど企業部門が堅調さを維持したことにより、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、当金庫のお客様である中小企業の経営環境は、円安・物価高・深刻な人手不足から業績改善なき賃上げを迫られるなど依然として厳しい一年でありました。令和7年度は、雇用・所得環境の改善や各種経済政策の効果が緩やかな経済回復を支えていくものと期待されておりますが、米国の通商政策の影響が見通せないことや、世界各地で生じる地政学リスクなど日本経済にマイナスの影響を与える不確定要因があり、楽観できない状況が続くものと思われま

す。当金庫におきましても、日本銀行が令和6年3月にマイナス金利政策を解除して以降、2度に亘る追加利上げの影響を受け、「金利ある世界」が到来したことで、特に預金獲得にかかる資金調達コストの上昇や人材確保にかかる経費負担の増大といった新たな経営課題に向き合っていくこととなりました。

このような中、当金庫は令和6年度を「中期3か年経営計画の初年度」と位置づけ、当金庫の強みである「創業支援」、中期3か年経営計画で掲げた重点課題に取り組みました。その結果、金融機関の健全性や安全性を示す自己資本比率は14.69%となり、経常利益5億3百万円、当期純利益3億65百万円を計上することが出来ました。これもひとえに会員の皆様をはじめ、地域のお客様の永年に亘る温かいご支援、ご愛顧の賜物と心より感謝申し上げます。

当金庫は創設以来、地域経済を活性化させ、地域社会を持続可能なものとしていくことが信用金庫に求められている大きな役割として取り組んでまいりました。これからも厳しい経営環境にある地域経済を活性化するために、いかなる経営環境に置かれようとも必要とされる金融・決済サービスを安定的に提供し、地域からの信頼を確固たるものとしながら、地域経済の活性化に貢献してまいります。

今後も一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝とご繁栄をお祈り申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和7年7月

理事長 **田村 光彦**



基本方針

東栄信用金庫は、地域金融機関としての自覚のもとに、地域社会の発展のために奉仕し、会員ならびにお得意様の利益と繁栄をはかり、もって金庫職員とその家庭を明るくすることを使命とする。

経営理念

当金庫は昭和13年9月の創業以来、常に「地域の皆様とともに地域の発展に貢献する」という基本理念のもとに、相互扶助の精神を大切にしながら協同組織金融機関としての社会的役割を果たしてまいりました。

その結果、会員ならびに地域の皆様からの「信用」という大きな財産を築き上げることが出来ました。

これからも地域金融機関として、会員の皆様をはじめ、お取引先の皆様との信頼関係を保ち、堅実経営による地域社会との共存共栄を図ってまいります。

概要

創立	昭和13年9月8日
純資産	11,780百万円
本店	東京都葛飾区新小岩一丁目52番8号
店舗数	10店舗
会員数	12,330名
役員数	147名
営業地区	東京都 葛飾区、江戸川区、江東区、墨田区、足立区、千代田区、中央区、港区、台東区、荒川区 千葉県 市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市、松戸市 埼玉県 三郷市、八潮市

(令和7年3月31日現在)

CONTENTS

ごあいさつ

3. 東栄信用金庫と地域社会

5. 地域貢献活動

13. 総代会

17. 重要課題に対する取組みについて

21. リスク管理

23. 営業のご案内

27. 自己資本の充実状況

40. 事業概況

41. 経営内容

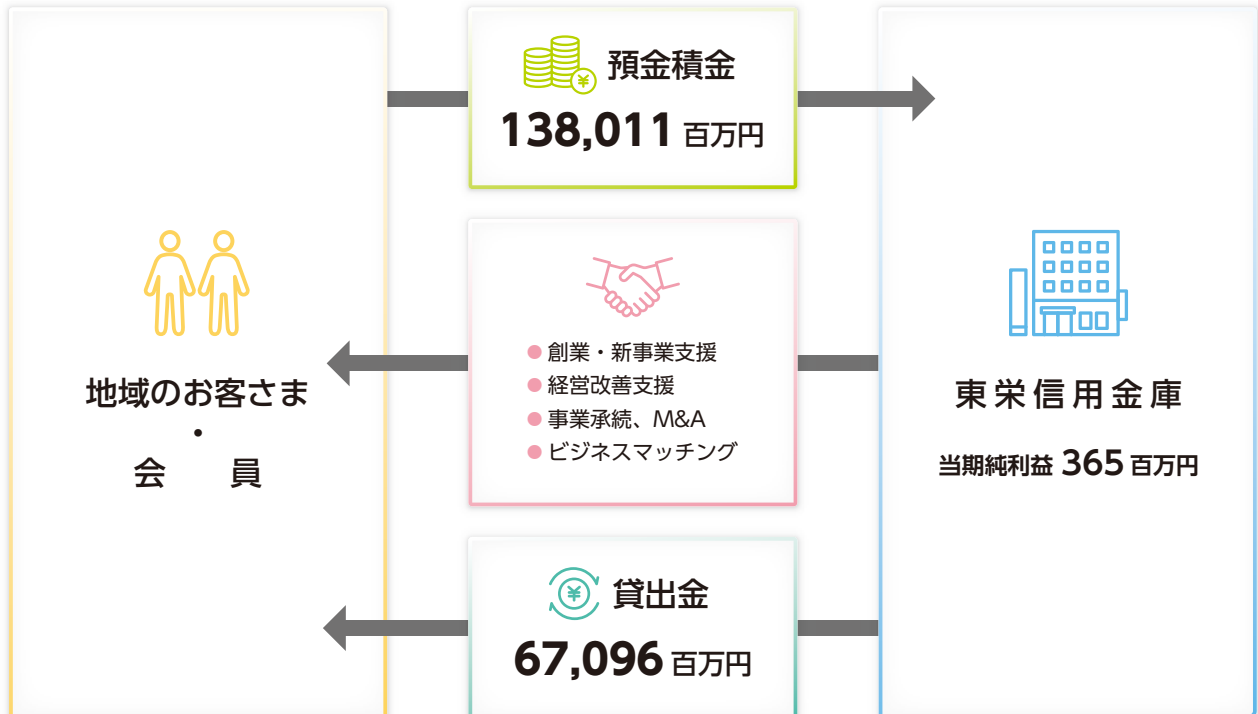
53. ネットワーク

55. 組織図

東栄信用金庫と地域社会



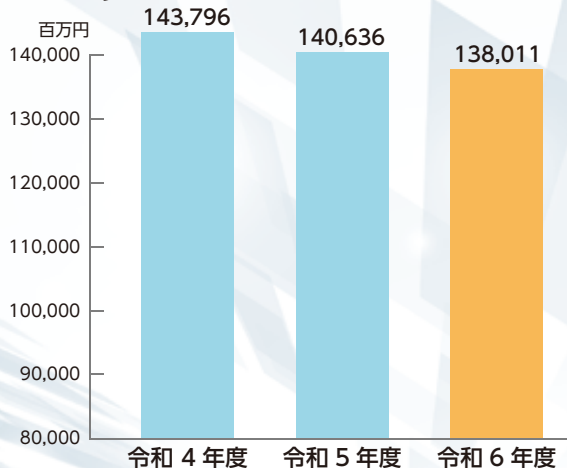
— 地域のお客さまからお預かりしたご預金を、地域の発展や豊かな生活の実現のために —



 自己資本比率
健全性を表す代表的な指標 **14.69%**

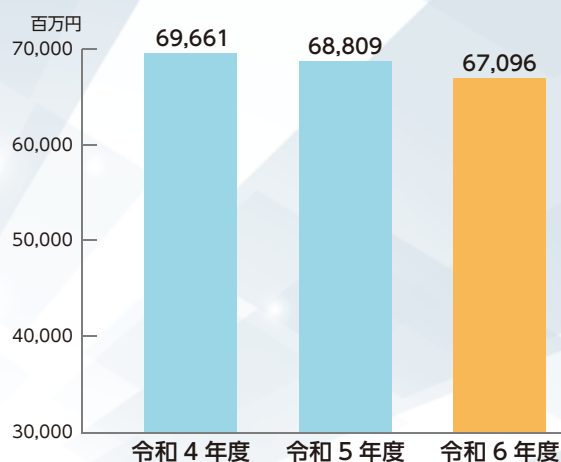
預金積金

138,011百万円



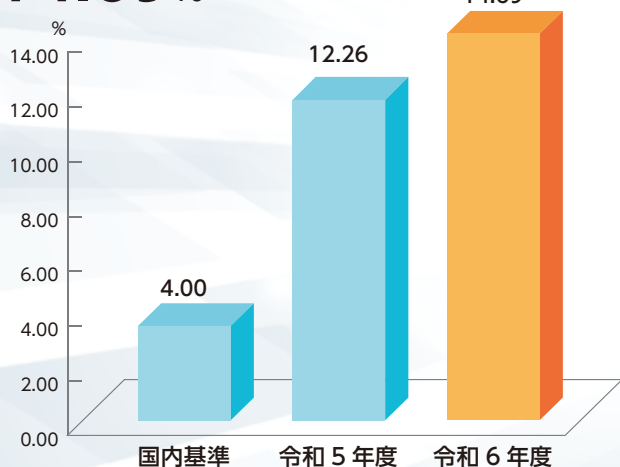
貸出金

67,096百万円



自己資本比率

14.69%

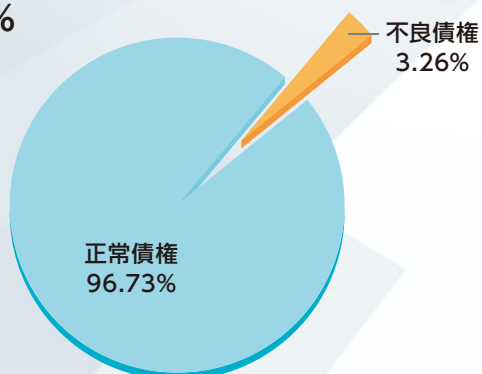


自己資本比率は総資産に対する自己資本の割合のことで（出資金や内部留保などの金額を、貸出金等各種資産金額にリスクウェイトを乗じて算出した金額で割ったもの）、金融機関の健全性や安全性を示す代表的な指標です。当金庫のように国内業務のみ行う金融機関は、自己資本比率4%以上を維持することが求められております。

不良債権比率

信用金庫法及び金融再生法上の不良債権比率

3.26%



東栄信用金庫と地域社会〈地域貢献活動〉

当金庫は、地域貢献活動を通じて
地域社会の繁栄や活性化に積極的に取り組んでおります。



＞ 環境問題への取組み

当金庫は、地球温暖化対策や循環型社会の構築へ向けた取組みを行い、持続的発展が可能な地域社会の実現に向けて、「信用金庫業界の環境自主行動計画にかかる数値目標」に則り、電力使用量の削減目標を平成25年度から令和2年度までの「第一計画期間」は、平成21年度比10.5%削減の数値目標に対し23.32%の削減、令和3年度から令和12年度までの「第二計画期間」は、平成21年度比19.0%の削減を数値目標として、引続き積極的に取り組んでまいります。

また、平成29年度より車両の入替時に、ハイブリット車の導入を始めており、順次ハイブリット車への入替を実施してまいります。

クールビズ、ウォームビズの実施

当金庫は、企業の社会的責任（CSR）の一環として、地球温暖化防止を目的に夏季の「クールビズ」や冬季の「ウォームビズ」を全店舗で実施しております。また、社会情勢の変化（服装の自由化・多様化、脱炭素化の推進）を踏まえ、働き方改革の一環として、令和5年11月1日より「通年ノーネクタイ・ノーリボン」での勤務とさせていただきます。

エコキャップ回収運動

エコキャップの回収運動を行い、認定NPO法人「世界の子どもにワクチンを日本委員会（JCV）」へ寄付をしており、世界中のすべての子どもたちに必要なワクチンが行き届くまで、JCVの活動に協力してまいります。この活動は、エコキャップを焼却せずに再資源化することでCO₂の発生を防ぎ、地球温暖化対策にも繋がっております。



LED照明化

令和6年度は、5店舗においてLED照明取替工事を実施しました。今後も、脱炭素社会実現のために、他店舗のLED照明化を進めてまいります。

> 清掃活動

地域の美化活動に協力して、店舗周辺の清掃活動を行っております。



「信用金庫の日」 全営業店

> 愛の献血運動

職員をはじめ地域の皆様にもご参加いただいております。



第26回 愛の献血運動

> 職場体験授業



葛飾区立桜道中学校

> 寄付講座



東京都立葛飾商業高等学校

> しんきんフルーツの日 (子ども食堂に“フルーツ”を寄贈)



葛飾区



江戸川区



江東区



東栄信用金庫と地域社会<地域貢献活動>

> 地域行事への参加

当金庫は、地域の一員として、地域行事等へ積極的に参加しております。



一之江駅西口春まつり

(江戸川支店)



みんなの家まつり

(本一色支店)



愛する立石大作戦

(立石支店)



篠崎本郷の獅子もみ行事

(篠崎支店)



新小岩商交會まつり

(本店営業部)



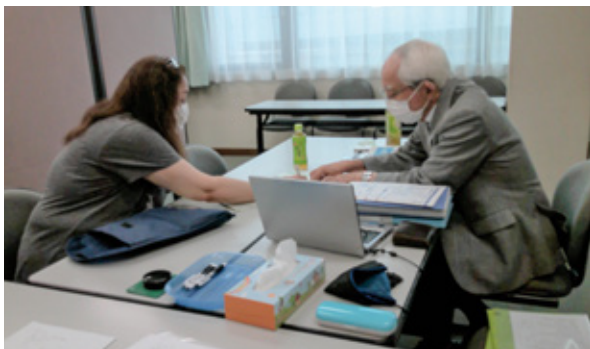
長島香取神社秋祭り

(葛西支店)

> 相談業務

●年金相談会

社会保険労務士による『年金相談会』を各営業店ごとに年間1回無料で開催しております。



●法律相談会

法律的支援の一環として年間4回、顧問弁護士による無料の『法律相談会』を実施しております。



> サークル活動

●とうえい福寿会

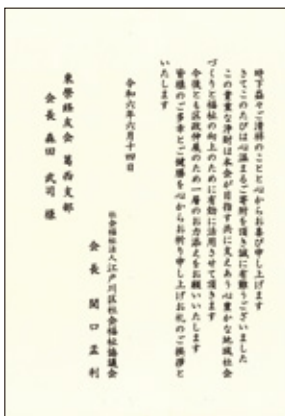
当金庫に年金の振込指定をされているお客様の年金サークルです。会員の皆様には、さまざまな特典をご用意しております。この他、年1回全店合同旅行を実施しております。



第27回 とうえい福寿会旅行

●サークルの社会貢献

東栄経友会葛西支部において、会費の一部を江戸川区社会福祉協議会に寄贈いたしました。



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和6年度
新規に無保証で融資した件数	599件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	60.57%
保証契約を解除した件数	13件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

2. 中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金のご提供は、協同組織金融機関である当金庫にとって、最も重要な社会的使命と認識しております。

地域企業の課題解決に向け、必要に応じて外部専門家や外部機関等も活用しつつ、経営改善・事業再生支援等のコンサルティング機能の一層の発揮に努め、引き続き地域経済の活性化に全力を傾注してまいります。

3. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当金庫では、地域中小企業へのきめ細やかな経営支援を行うために、専門部署として本部に「企業サポート部」を設置しております。また、経営支援態勢の強化を図るため下記の外部専門家・外部機関等とも連携し取組んでまいります。

【外部専門家】	弁護士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、公認会計士、行政書士、司法書士
【外部機関等】	関東経済産業局、国土交通省土地建設産業局、中小企業基盤整備機構、東京都信用金庫協会、㈱日本政策金融公庫、東京信用保証協会、東京商工会議所、東京都中小企業振興公社、中小企業活性化協議会、東京都事業承継・引継ぎ支援センター、TKC東東京会、東京都中小企業診断士協会、㈱地域経済活性化支援機構、東京都よろず支援拠点、東京税理士会、東京三弁護士会

4. 中小企業の経営支援に関する取組状況 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

創業・新規事業等の支援

地域における起業・創業支援を通じて経済の新陳代謝、地域の雇用などに貢献いたしました。具体的な取組みとして【経営】【販路開拓】【人材育成】【財務】について税理士・社会保険労務士・中小企業診断士・金融機関の各分野のプロが講師となり、創業に必要な知識を習得することを目的とした「創業塾」を葛飾区、江東区及び江戸川区にて実施いたしました。なお、創業塾9年間の開催にて、卒業生は386名を数え、235名の方が創業を実現しております。

また、令和6年度は、創業関連融資39件、補助金・助成金8件の申請支援を行いました。

【令和6年度の創業塾開催】

○かつしか創業塾	上期	令和6年 5月18日から毎週土曜日全6回	受講者37名
	下期	令和6年11月16日から毎週土曜日全6回	受講者28名
○こうとう創業塾		令和6年 8月24日から毎週土曜日全6回	受講者15名
○えどがわ創業塾		令和7年 2月 1日から毎週土曜日全6回	受講者20名

経営改善・事業再生等の支援

原材料費、人件費等の高騰により相談先に悩む中小企業等の相談窓口として、販路拡大・補助金活用・人材確保といった様々な経営課題に対応し、相談内容に応じて中小企業等への適切な支援機関の紹介や、支援機関においても対応が困難な相談案件への対応等を実施する「東京都よろず支援拠点」と連携し、課題解決に取り組んでおります。

その他

シグマバンクグループ（東栄信金、足立成和信金、亀有信金、小松川信金、コザ信金）によるビジネス交流会は、会場をタワーホール船堀に変更し、令和6年8月2日に「第13回ビジネス交流会」を開催致しました。



第13回ビジネス交流会



上期かつしか創業塾開講式



こうとう創業塾講義



下期かつしか創業塾修了式



えどがわ創業塾修了式

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

◆ 経営改善支援の取組み実績

【令和6年4月～令和7年3月】

(単位:先)

	期初 債務者数 A	うち経営改 善支援取 組み先数 α	αのうち期 末に債務者 区分がラン クアップし た先数 β	αのうち期 末に債務者 区分が変 化しなかつ た先数 γ	αのうち再 生計画を策 定している 全ての先数 δ	経営改善支 援取組み率 α/A	ランク アップ率 β/α	再生計画 策定率 δ/α	
正常先 ①	742	—	—	—	—	0.0%	—	—	
要 注 意 先	うちその他要注意先 ②	881	11	—	11	8	1.2%	0.0%	72.7%
	うち要管理先 ③	7	—	—	—	—	0.0%	—	—
破綻懸念先 ④	74	3	—	3	3	4.1%	0.0%	100.0%	
実質破綻先 ⑤	13	—	—	—	—	0.0%	—	—	
破綻先 ⑥	1	—	—	—	—	0.0%	—	—	
小 計 (②～⑥の計)	976	14	—	14	11	1.4%	0.0%	78.6%	
合 計	1,718	14	—	14	11	0.8%	0.0%	78.6%	

(注)・期初債務者数及び債務者区分は令和6年4月初時点です。

・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先を含んでおりません。

・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載しております。

なお、経営改善支援取組み先で中に完済した債務者はαに含めるもののβには含んでおりません。

・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含んでおります。

・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なっていたとしても）期初の債務者区分に従っております。・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含んでおりません。

・γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載しております。・みなし正常先については正常先の債務者数に計上しております。

・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業活性化協議会の再生計画策定先」＋「REVICの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」。(過年度分も含めて再生計画を策定している先数)

5. 地域活性化の取組み

- 7月17日(水) 東京都立葛飾商業高等学校において面接ガイダンスのアドバイザーとして参加し、第2学年生向けに面接指導を行いました。
- 10月16日(水) 足立成和信用金庫との共催で、「創業塾卒業生の集い」をタワーホール船堀で開催致しました。
- 11月28日(木) 葛飾区・産業教育懇談会が提唱した区内中学生向け職場体験授業の趣旨に賛同し、葛飾区立桜道中学校第2学年生4名を受け入れし、金融リテラシーの向上に資する実習、講義等を行いました。
- 12月19日(木) 今回で3回目となる東京都立葛飾商業高等学校寄付講座を開催致しました。
- 2月18日(火)～21日(金) 足立成和信用金庫とともにベトナムへの視察団を派遣致しました。



創業塾卒業生の集い (10月16日)



中学生向け職場体験授業 (11月28日)



東京都立葛飾商業高等学校寄付講座 (12月19日)



ベトナムへの視察 (2月18日～21日)

金融円滑化に関する取組み

地域金融円滑化のための基本方針

東栄信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

東栄信用金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組みます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

- ① 理事会において、金融円滑化管理方針のほか、金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選任等を決議しております。
- ② お客様のご相談にきめ細かく対応するため、各営業店に「ご相談コーナー」を設置しております。
- ③ お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うため、本部の企業サポート部にお取引先企業の相談窓口を設置しております。
- ④ お客様の事業価値を適切に見極めることができるよう役職員の能力向上に努めるとともに、中小企業診断士等と職員が一体となって、経営改善に向けた支援活動を行っております。

3. 貸付条件の変更等に関する取組み

当金庫は、貸付条件の変更等に関する取組みの実施に際して、以下の事項の確保を図ります。

- ① 中小企業者または住宅資金借入者であるお客様からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対応することの確保
- ② 中小企業者であるお客様から事業再生ADR手続や企業再生支援機構を通じた事業の再生手続に関するご要望をお受けした場合には、事業の改善、再生の見通し等を十分に検討し、可能な限り適切に対応することの確保
- ③ 「経営者保証に関するガイドライン」に基づき、経営者保証に関して適切に対応することの確保
- ④ 住宅資金借入者であるお客様からの貸付条件の変更等について、他の金融機関、住宅金融支援機構が関係している場合には、当該者と緊密な連携を図ることの確保

4. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めております。

5. お客様からのご相談窓口について

ご返済条件の変更等に関するご相談及び苦情相談につきましては、現在お取引いただいている各営業店の「ご相談コーナー」をご利用下さい。

なお、本部にも苦情相談窓口を設置しておりますので、ご利用下さい。

東栄信用金庫 リスク管理部

電話番号 03-5607-1131

お問い合わせ時間 平日9:00～17:00（金庫休業日を除く）

債務の弁済に係る負担の軽減の申込みがあった場合における対応措置の実施状況

- ◎貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の件数及び金額
（平成21年12月4日から令和6年3月末及び令和7年3月末までの累計）

【債務者が中小企業者である場合】

（単位：件、百万円）

	令和6年3月末		令和7年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	5,108	68,574	5,469	74,005
うち、実行に係る貸付債権	4,889	65,785	5,241	70,947
うち、謝絶に係る貸付債権	32	564	33	594
うち、審査中に係る貸付債権	37	444	18	110
うち、取下げに係る貸付債権	150	1,779	177	2,352

【債務者が住宅資金借入者である場合】

（単位：件、百万円）

	令和6年3月末		令和7年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	167	3,583	173	3,733
うち、実行に係る貸付債権	151	3,177	155	3,303
うち、謝絶に係る貸付債権	6	166	7	192
うち、審査中に係る貸付債権	1	56	2	53
うち、取下げに係る貸付債権	9	183	9	183

総代会等に関する情報開示

総代会制度について

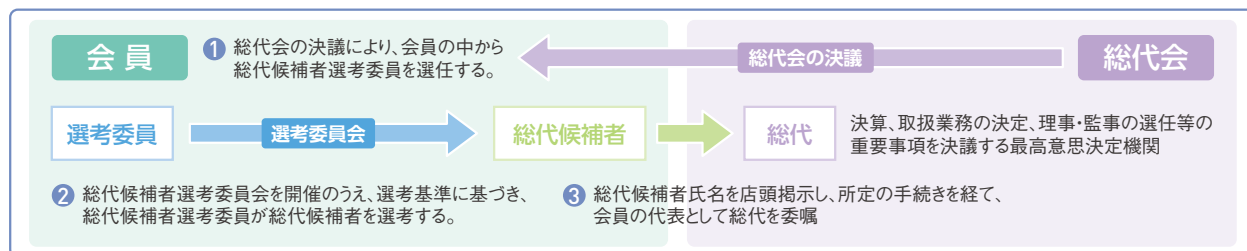
信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当

金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続によって選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、お客さまアンケート調査の実施やご要望・ご意見投入箱の設置等、日常の業務活動を通じて、総代や会員・お客さまとのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

総代会の仕組み 会員の総意を適正に反映させるための制度



総代とその選任方法

総代の任期は3年で、総代の定数は70人以上100人以内で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。なお、令和7年5月15日現在の総代数は79人です。(令和7年3月31日現在の会員数は12,330人です。)

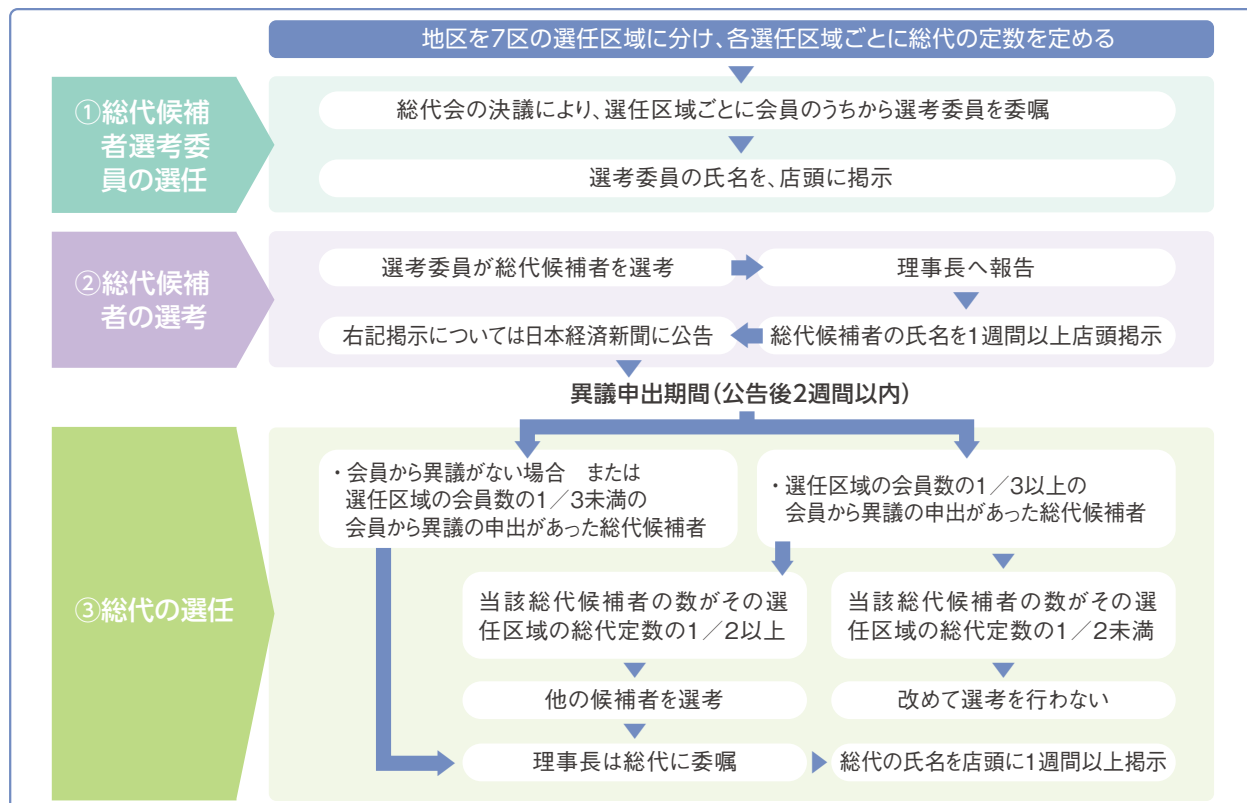
総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映させる重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

1. 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
2. 総代候補者選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
3. 上記2.により選考された総代候補者を会員が信任する。(異議があれば申し立てる。)

(注) 総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・当金庫の会員であること
 - ・就任時点で満80歳未満の会員とする
- ② 適格要件
 - ・当金庫との取引期間
 - ・当金庫との取引割合
 - ・当金庫営業区域内における地域での貢献度
 - ・その他総代としてふさわしい見識を持ち、金庫との緊密な取引関係を有する者

総代が選任されるまでの手続



第87期 通常総代会の決議事項等

令和7年6月17日に開催した第87期通常総代会において、次の事項が決議され、それぞれ原案のとおり了承されました。

- 報告事項 第87期（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）業務報告（事業の概況）、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件
 決議事項 第1号議案 剰余金処分案承認の件
 第2号議案 定款第15条に基づく会員除名の件



総代の氏名等

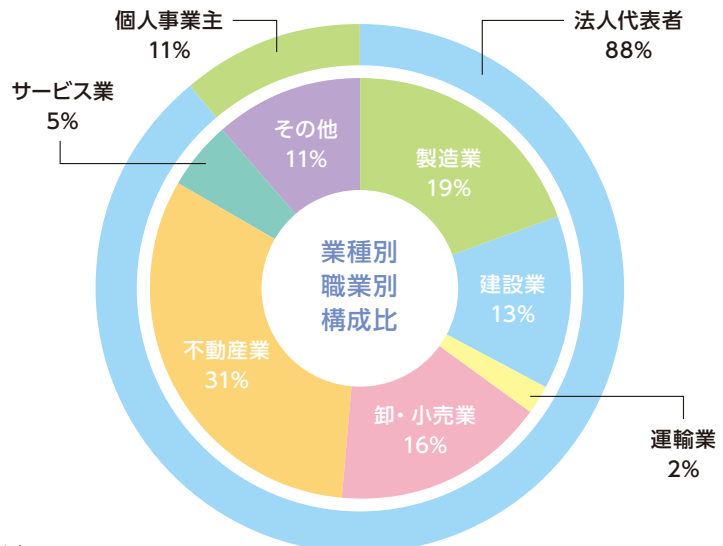
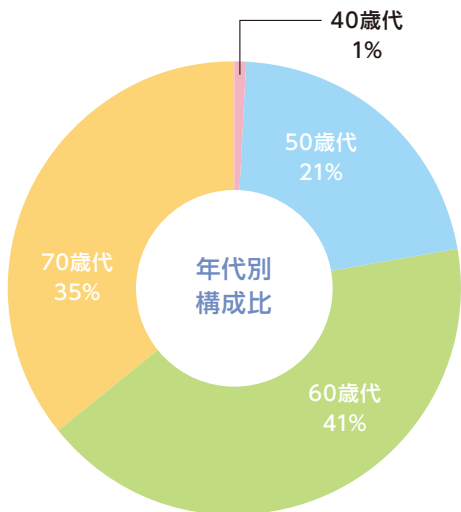
（令和7年5月15日現在）

選任区域	人数	氏名
第1区 葛飾区 江戸川区	18名	阿部ルミ子① 伊東正明③ 伊東正治⑧ 伊藤雅良⑤ 井本剛彦⑤ 加藤紀昭① 上福元 清① 越塚 弘② 後藤秀昭④ 坂根浩二⑧ 佐藤正美③ 武井静男① 田中利幸⑧ 椿松一繁② 長島常和③ 矢作雅弘⑤ 吉野誠司② 鷺田吉広①
第2区 葛飾区	11名	藺草 学② 岩井敬雄② 金子一徳② 清水慶治郎② 高畑浩明③ 田中一治③ 中川幸一① 中野雅史③ 萩原一喜① 濱田幸雄① 森田英資①
第3区 江東区 墨田区	9名	大竹哲夫⑦ 岡田秀宣② 加藤 守③ 香取邦彦③ 小島康典⑦ 福地憲一⑤ 本田 清⑥ 三輪武人① 吉田幸嗣⑧
第4区 江戸川区	12名	岩楯濃毅② 岩楯斎治⑤ 岩楯伸次③ 岩楯忠雄⑬ 奥井一男③ 木村佳子② 佐野和子③ 田中吉嗣④ 中島甚一⑦ 林 孝治⑥ 松本勝彦① 村上文朗①
第5区 江戸川区	9名	鹿島 正③ 小島勝弘③ 鹿野 収② 関口 登⑥ 田口 操④ 田中勝善① 三浦直幸③ 森田知行⑦ 渡邊慎一⑤
第6区 江戸川区	13名	浅岡秀光② 芦田 清⑦ 一関 誠① 植草伸弘② 大貫 仁⑦ 落合進一② 川手文男② 小泉和久② 坂本孝治② 高嶋 孝④ 高橋佳孝① 中代孝一郎④ 渡辺光伸①
第7区 浦安市	7名	江口正弘③ 鈴木政高④ 田中悦子① 那須勝博② 本間敏弘② 森田聡一③ 森田信雄①

※①氏名の後の数字は総代への就任回数です。

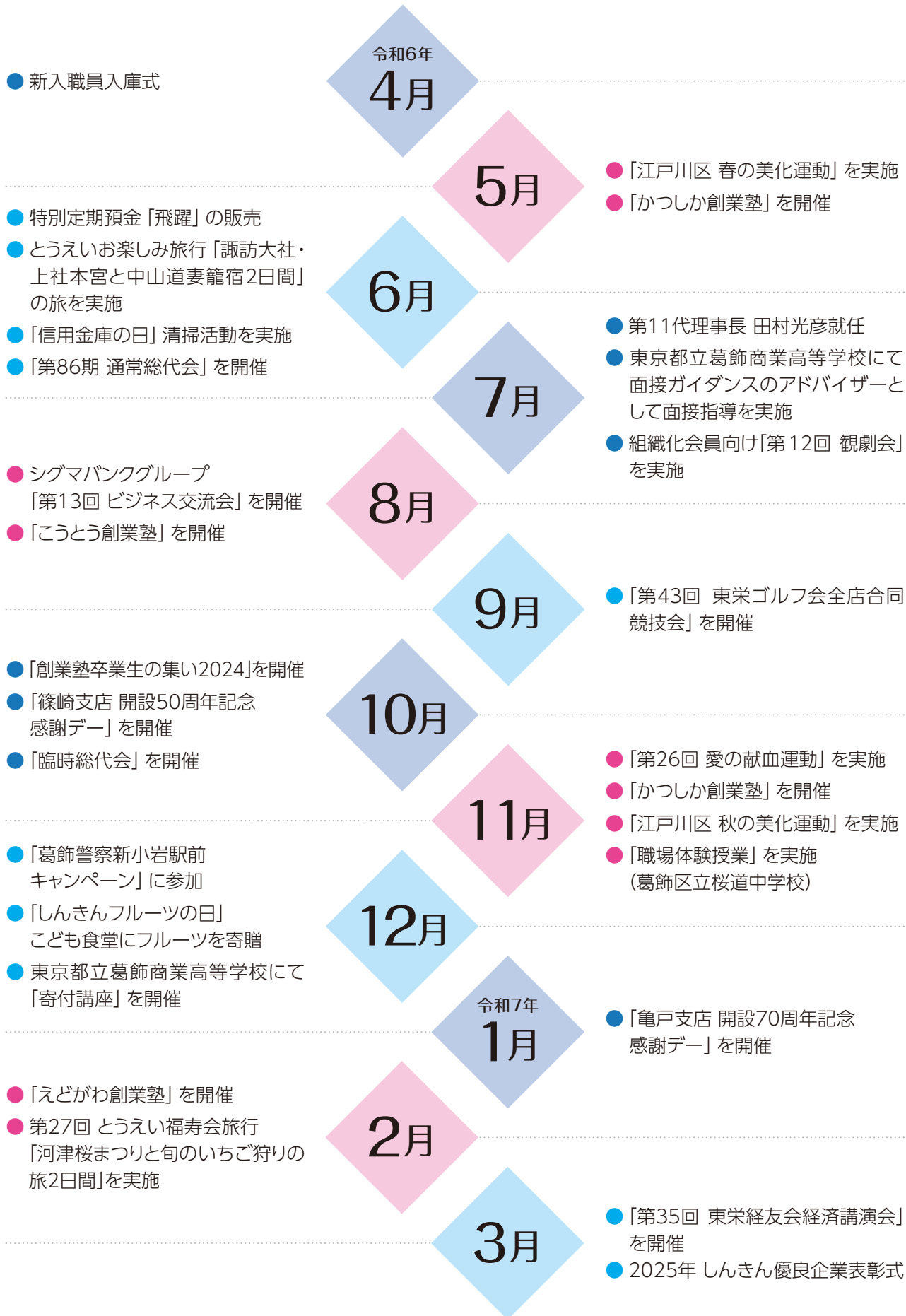
※②氏名の掲載については、総代の皆様の同意了承を得て掲載しております。

（五十音順）



※各構成比率の合計は、端数処理の関係上100%にならない場合があります。

1年のあゆみ



▶ とうえいお楽しみ旅行



「諏訪大社・上社本宮と中山道妻籠宿2日間」

▶ 東京都立葛飾商業高等学校 面接指導を実施



▶ 創業塾卒業生の集い2024



▶ 職場体験授業 (葛飾区立桜道中学校)



▶ 第13回 ビジネス交流会



▶ 第35回 東栄経友会経済講演会



公益財団法人東京財団政策研究所 主席研究員 柯 隆 氏
「転換期の中国経済の課題と新たな日中関係」

▶ 葛飾警察新小岩駅前キャンペーン



▶ 2025年 しんきん優良企業表彰式



重要課題に対する取組みについて

コンプライアンス（法令等遵守）体制について

当金庫の役職員は、良識ある営業態勢を維持していく社会的責任を負っております。コンプライアンス（法令等遵守）の推進は、法律や社会的ルールを厳格に守ることだけでなく、地域における信頼を高め、地域のお客様の「声」に応えていくことにも繋がっております。

当金庫は、役職員一人ひとりが地域における信頼を更に高めていく取組みとして、平成12年に「コンプライアンス倫理綱領」を制定し、コンプライアンスを経営の重要課題と位置づけ倫理意識の高揚、倫理行動の実践に取組んでおります。

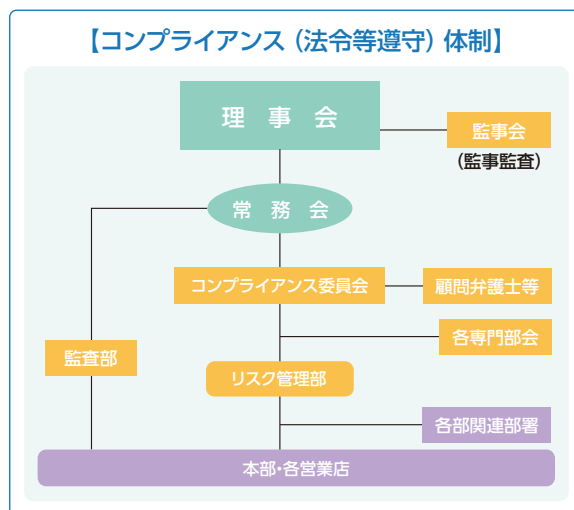
コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

●コンプライアンス体制の整備

「コンプライアンス倫理綱領」「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を制定、全役職員に周知徹底し、企業倫理の構築を図っております。また、コンプライアンス推進の具体的な実践計画として、「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、本部各部や営業店向けの研修等を実施しております。

●コンプライアンス体制の管理

コンプライアンス委員会による検証体制、各部課店にコンプライアンス責任者及び担当者を配置、コンプライアンス統括部署の設置等、コンプライアンス（法令等遵守）に対する組織体制を確立しております。



コンプライアンスの基本理念

【行動方針】

1. 信用金庫の社会的責任と公共的使命の自覚
2. 自己規律とルールの遵守の推進
3. お客様第一主義の実践
4. 反社会的勢力等の排除
5. 地域社会とのコミュニケーションと調和

当金庫は、職員にコンプライアンス意識の醸成を図るため、外部講師招聘や本部担当部署による定期的なコンプライアンス研修会を実施しております。このほか、コンプライアンス委員会に顧問弁護士を招聘しコンプライアンス意識の啓蒙に努めております。また、お客様への法律的支持の一環として無料の法律相談会を実施しております。

今後も「コンプライアンス倫理綱領」を念頭に置き、お客様一人ひとりの「声」にお応えできるよう、全役職員でコンプライアンス（法令等遵守）に取組んでまいります。

お客様本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）に関する取組方針

当金庫は、お客様の安定的な資産形成に資することを目的として、以下の取組方針を定め、役職員がこれを遵守してまいります。

1. お客様にとって最善の利益の追求
当金庫は、お客様にとって最善の利益のため、お客様に対して誠実かつ公正にその業務を遂行してまいります。
2. 利益相反の適切な管理
当金庫は、「利益相反管理方針」に基づき、お客様の利益が不当に害されることがないように、適切に管理してまいります。
3. 手数料等の明確化
当金庫は、お客様にご負担していただく手数料等について、お客様が理解できるよう、分かりやすくお伝えしてまいります。
4. 重要な情報の分かりやすい提供
当金庫は、金融商品のリスク、収益性、重要事項等について、お客様の立場に立って分かりやすくお伝えいたします。また、お取引後においても、お客様が投資状況等を適正に判断するための情報を継続して提供してまいります。
5. お客様にふさわしいサービスの提供
当金庫は、お客様の知識・経験・財産の状況及びニーズを正確に把握させていただいたうえで、適切な金融商品を提供してまいります。
6. 職員に対する適切な動機づけの枠組み等
当金庫は、職員に対して継続的に研修を行い、商品知識の向上やお客様本位の考え方が浸透するよう努めてまいります。

金融ADR制度（苦情処理措置・紛争解決措置）について

【苦情処理措置】

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しております。

苦情は、当金庫営業日（9時から17時）に営業店（電話番号は53ページ参照）またはリスク管理部（電話:03-5607-1131）にお申し出ください。

【紛争解決措置】

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日にリスク管理部または全国しんきん相談所（9時から17時、電話:03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話:03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次いたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫リスク管理部」にお尋ねください。

反社会的勢力への対応について

当金庫は、地域金融機関として、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力への対応規程」、「反社会的勢力への対応マニュアル」を制定するとともに、「反社会的勢力に対する基本方針」を公表し、反社会的勢力の排除に向け取組んでおります。

【反社会的勢力に対する基本方針】

当金庫は、地域金融機関として、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講ずる等、断固たる態度で対応します。

顧客受入方針

当金庫には、当金庫の営業地域にて居住し、あるいは各種事業活動を営む地域住民、事業者、公的機関及びその他団体等に対し、円滑かつ安全な金融サービス機能を提供する公共的使命と社会的責任があります。したがって、お客さまが当金庫と取引を行うに際しては、健全な生活や事業活動を営むため、適切に商品・サービスを利用することを確認するための手続きを定め、確認を完了した先を顧客として受入れ、悪用することを企図する先については謝絶することを顧客受入方針として定めております。

重要課題に対する取組みについて

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の取組について

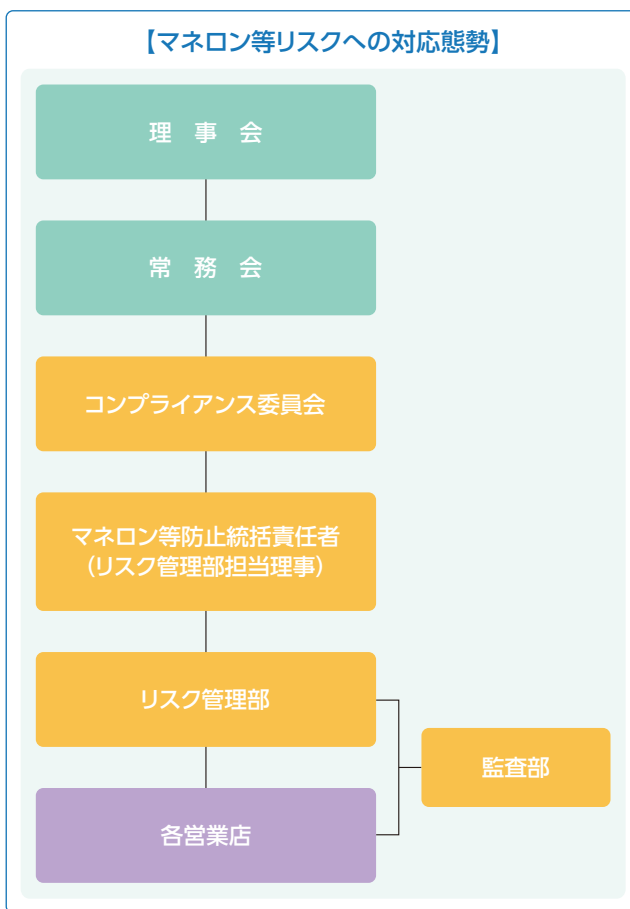
当金庫は、マネー・ローンダリングやテロ資金供与・拡散金融対策（以下、マネロン等という）に向けた取組が経営上の課題であることを認識し、平成30年2月に金融庁から公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策基本方針」を制定しました。

同基本方針が国際社会において金融機関に求められる責務であることを認識し、健全な金融システムの維持・発展に資するため行動しております。

具体的には、経営陣の関与の下、実効的なマネロン等対策を実施するため、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、国によるリスク評価（犯罪収益移転危険度調査書）及び当金庫の疑わしい取引の届出状況等を踏まえ、当金庫が直面しているマネロン等リスクを特定しております。

また、特定した自らの事業環境・経営戦略・リスク特性をもとに、取引量・影響の発生率、影響度等の観点を踏まえてリスクの大きさを評価し、リスクに応じた低減措置を講じております。

リスク管理部担当役員は、マネロン等の防止態勢を統括する責務を担い、同態勢全般の方針の決定、企画の立案・推進を統括し、定期的及び必要に応じて都度、コンプライアンス委員会に報告しております。また、リスク管理態勢の実効性に問題が認められた場合には、原因分析を行い、適切な改善対応策を講ずる必要があるが、当該対応のみならず、リスク管理態勢の基礎であるリスクの特定・評価・低減にかかる手法等についても、当然に見直し等の対応を行っております。



利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

個人情報保護について

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善及び個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当金庫は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
 - 当金庫は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについて適切な説明を行います。
 - 当金庫は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
 - 当金庫が取扱う一部の保険商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金額等に制限が課せられています。
- (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合には、当金庫の会員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

- ① 当金庫から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）
- ② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

(2) 「上記(1)に該当する当金庫の会員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。

- 生存または死亡に関する保険金額等：1,000万円
- 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - ① 診断等給付金（一時金形式）：1保険事故につき100万円
 - ② 診断等給付金（年金形式）：月額換算5万円
 - ③ 疾病入院給付金：日額5千円【特定の疾病に限られる保険は1万円】※合計1万円
 - ④ 疾病手術等給付金：1保険事故につき20万円【特定の疾病に限られる保険は40万円】※合計40万円
- 当金庫は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談内容によりましては、引受保険会社所定の連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただきます。
- 当金庫は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

保険契約に関する苦情、ご相談等は、取扱営業店または下記にて承ります。

東栄信用金庫 業務部 電話番号：03-5607-1146 受付時間：当金庫営業日の午前9時～午後5時

基本的な考え方

信用金庫を取り巻く環境は、金融の自由化・国際化の進展や技術革新などにより大きく変化しており、信用リスクや市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等内包するリスクも一層、多様化・複雑化しております。このため、様々なリスクを適切に把握し管理していくことが、金庫経営における最も重要な課題の一つとなっております。

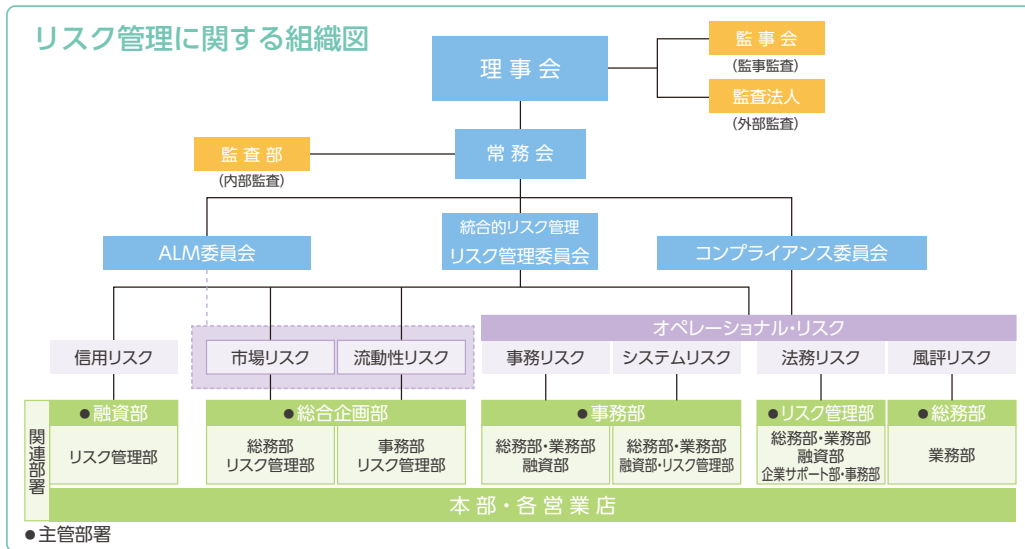
一方、「リスクは収益の源泉」でもあることから、相応のリスクを取ってこそ、収益を上げることが可能です。したがって、各種リスクに見合った適正な収益を上げていくためには各種リスクを統合的に把握し、適切にコントロールできる管理体制が必要になります。

当金庫では、このようなリスク管理体制の構築とリスク管理手法の高度化を経営目標の一つとし、各種リスクの状況を把握し分析・評価して、適切なリスク管理を行うとともに、統合的リスク管理に向けて取り組んでおります。

リスク管理体制

当金庫では、多様化・複雑化している各種のリスクを的確に把握し管理することを目的に、リスク管理規程を制定し、理事長以下役員全員と本部部長を委員としたリスク管理委員会を設置しております。主要なリスク毎に所管部署からリスクの主管部署であるリスク管理部へ情報を集約する体制をとっており、これをリスク管理委員会へ報告し、協議を行い、当金庫の健全性確保と収益性向上、経営体質の強化を目指し適切なリスクコントロールを行っております。

また、運用・調達におけるリスクと収益状況を把握し、市場動向を踏まえたうえで、市場リスクの管理及び金庫全体の資産・負債のバランスを調整するALM委員会も設置しております。



●信用リスク

信用リスクとは、信用供与先（貸出金・有価証券の発行体など）の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、資産の健全性を維持・確保するために、融資の審査管理部門と融資を推進する営業部門とは分離独立した体制で、貸出金を主体とした信用リスクの管理を行っております。

信用リスクの所管部署としては、ご融資するお取引先の信用度合や回収の可能性等の審査を行う融資部の審査課や、融資実行後の債権の管理・回収などを担当する管理課や、お取引先の事業の再建に向けた活動を側面からサポートする部門として常務会で定期的な検討し必要に応じて、与信限度額を見直して管理を厳格に行うことによりリスクの低減を図っております。

さらに、融資の審査管理を適正に行う方策として、融資先企業等の決算書などにに基づき財務内容を客観的に把握し管理しております。

また、大口融資先については、取引方針などについて常務会で定期的に検討し必要に応じて、与信限度額を見直して管理を厳格に行うことによりリスクの低減を図っております。

●市場リスク

市場リスクとは、金利や有価証券の価格、外国為替等の相場が変動することにより保有する資産の価値が減少したり損失を被るリスクのことです。当金庫では、ALM委員会を設置し、経済情勢や金利動向などに基づいて運用・調達の方針を策定することにより、金利リスク及び価格変動リスクの管理を行い収益の安定、金融資産の健全性の確保を図っております。

●流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当金庫では、資金の運用・調達額を常に把握し資金繰りに万全を期す一方、流動性支準備資産を信金業界のバックアップ機関である信金中央金庫に預けるなどして流動性リスクに対する十分な管理体制をとっております。

●オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務処理の過程、役職員の活動、もしくはシステムに不備があった場合や外生的な事象により損失を被るリスクを総称するものです。主なリスクは下記のようなものがあります。なお、オペレーショナル・リスク相当額の算出には標準的計測手法を採用しております。

■事務リスク

事務リスクとは、役職員が事務処理規程等金庫の各種規程や法令等に反して正確な事務処理を怠り、事務処理ミスや事務事故等により損失を発生させることや、お客様とのトラブル等に起因して金庫の信用力を著しく低下させるなどのリスクをいいます。当金庫では、すべての業務に事務リスクが内在しているとの認識のもと、正確な事務処理を行うための各種規程・マニュアル等を整備するほか、日頃の事務指導や研修体制の強化、更には牽性機能としての事務検証などに取組む等、総合的に管理する体制を構築しております。

■システムリスク

システムリスクとは、コンピューターシステムの予期せぬ現象による誤作動や停止の他、システムの不正使用やデータの漏洩等により、損失を被るリスクをいいます。当金庫の電算システムは、しんぎん共同センターに加盟して他信金との共同利用により、本部システム部門との連結により運用・管理を行っております。コンピューターの不正使用や誤操作、情報漏洩対策として各種の管理基準に基づくとともに、同センターと協調して不正侵入などの防犯対策や地震等の防災対策に万全を期しております。

■法務リスク

法務リスクとは、法令等の遵守状況が十分でないことにより金庫が被るリスクや、法令改正等への対応が不十分であることにより損失を被るリスクのことをいいます。このような事案が発生した場合は、速やかに金庫内で対応方針等の検討のほか、顧問契約をしている法律事務所の助言を得るなどして適正に対処し、処理しております。

■風評リスク

風評リスクとは、偽りの情報や根拠のないうわさ等により信用が著しく低下し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、万一の風評被害に備え、「危機管理対応マニュアル」などに基づき風評リスクに関する管理体制を構築しております。

業務の適正を確保するための体制

当金庫は、信用金庫法及び信用金庫法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、理事会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守に係る基本方針に基づき「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定めるとともに、役職員が遵守すべき行動指針を含む具体的な手引書として「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定する。
- (2) 法令等遵守に関する事項及び法令等遵守に係る経営上重要な事項の協議又は決定を行う機関を一元的に管理する部署として「コンプライアンス委員会」を設置する。その事務局をリスク管理部と定める。
- (3) また、本部各部及び各営業店にコンプライアンス・オフィサーを配置し、コンプライアンス所管部署との連携を図る。
- (4) コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合には、「公益通報者保護に関する規程」に基づき、所属部店の上司を介さず、直接通報及び相談できる窓口を設置する。
- (5) 内部監査部門は法令等遵守状況について監査を実施し、その結果を、担当役員を通じて理事長へ報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び所管部署に改善すべき事項を指示しその改善状況を検証する。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事会、常務会の各議事録は、「理事会規程」「常務会規程」に基づき作成し、「文書保存・廃棄規程」により適切に保存・管理する。
- (2) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 業務執行に係る各種リスクを総合的に把握するとともに、適正なリスクの範囲内での業務運営を図るため、「リスク管理規程」及びリスクカテゴリー毎に応じた管理要領を策定する。
- (2) 当金庫全体のリスクを一元的に把握し統括・検証を行う部署として「リスク管理委員会」を設置し、その事務局をリスク管理部と定め、リスクカテゴリー毎に所管部署を定め、リスク管理の実効性確保及び相互牽制機能の強化を図る。
また、「統合的リスク管理（基本方針）」に基づき、資産・負債を総合管理し、運用戦略等の策定に関わる部署として「ALM委員会」を設置し、その事務局を総合企画部と定める。
- (3) リスク管理委員会は、リスク管理上重大な影響を与える事象もしくは統合的リスク管理方針に関する重要な事項について、常務会へ報告するとともに、さらに重要と認められる事項は理事会に付議又は報告する。
- (4) 大規模自然災害・重大なシステム障害及び風評リスク等緊急事態の発生に備えるため「コンティンジェンシープラン（業務継続計画）」を策定し、平時より危機管理体制を整備する。
- (5) 内部監査部門はリスク管理の適切性、業務運営の効率性及有効性等について監査を実施し、その結果を、担当役員を通じて理事長へ報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び所管部署に改善すべき事項を指示し、その改善状況を検証する。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等を定めた「理事会規程（及び同付議基準）」及び「常務会規程（及び同付議基準）」を制定する。
- (2) 効率的な職務執行体制の確立を図るため、経営組織、事務分掌及び職務権限に関する諸規程を制定する。
- (3) 常務会は、月1回の定例会議のほか付議する事項が発生した都度、随時開催する。
- (4) 理事の職務の執行が効率的に行われているかどうか当金庫からも確認出来るように、経営関連情報の開示を適時・適切に行い経営の透明性を高める。

5. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事が、監査業務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する職員を置くことを求めた場合、代表理事は監事と協議のうえ人員を配置する。

6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は当該監査業務に関して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないこととする。
- (2) 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性を確保するため、当該職員の人事異動及び考課、並びに懲戒処分等の決定等の人事権に係る事項の決定については予め監事の同意を求めることとする。

7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制及びその他の監事への報告に関する体制

- (1) 次に定める事項について、理事が事態認識後直ちに監事に報告する体制を構築する。但し、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としない。
 - ① 理事会で決議された事項
 - ② 常務会で決議された事項
 - ③ 当金庫に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ④ 経営の執行に関する重要な事項
 - ⑤ 内部監査及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑥ 各種の法令や定款に重大な違反が生じた場合
 - ⑦ 公益通報の状況及びその内容
 - ⑧ その他コンプライアンスに関する重要な事項
- (2) 当金庫の職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には、監事に直接報告出来るものとする。
- (3) 前項の報告をしたことを理由として、その報告を行った職員に対して不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行うことを禁止するとともに、当該職員の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。
- (4) (2) の報告については、匿名で行うことを認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示しない。また、当金庫は、上記の報告を行った者に対して不利な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報保護に関する規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

8. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事が作成する監査計画に基づく監査の実施に対し、理事及び職員は協力する体制を構築する。
- (2) 監事監査の適正性及び信頼性を確保するため、監事自らの判断で弁護士、公認会計士その他の専門家に依頼出来る態勢を構築して監事の当金庫からの独立性を維持する。
- (3) 監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
また、不祥事発生時等において、監事が弁護士、公認会計士等を利用することを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (4) 当金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、あらかじめ監事の同意を要するものとする。
また、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

営業のご案内

預金業務

当金庫では、お客様のライフステージに合わせた商品をお選びいただけるよう、各種商品を豊富に取り揃え、地域の皆様のニーズに合った資産づくりのお手伝いをしております。

種類	特色	お預入れ期間	お預入れ金額
総合口座 (ECO通帳使用)	普通預金と定期預金・当座貸越を1冊にセットした大変便利な口座です。毎日の出し入れはもちろん、公共料金の自動支払もOKです。普通預金の残高が不足した場合でも、定期預金残高の90%、最高200万円まで自動的にご融資。「貯める」「支払う」「受け取る」「借りる」の4拍子揃った口座です。	出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金の 初回組入額は 1万円以上
普通預金 (ECO通帳使用)	給与・年金・配当金の自動お受け取りや、公共料金・各種クレジット代金の自動引き落としなど財布代り、家計簿代りに便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
決済用預金 (無利息型普通預金) (ECO通帳使用)	預金保険制度により全額保護されます。個人の方は「総合口座」の取り扱いができ、公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受け取りができます。	出し入れ自由	1円以上
後見制度支援預金	成年後見制度による支援を受ける方(本人)の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は後見人がご自身で管理し、残りの通常使用しない金銭を「後見制度支援預金」として家庭裁判所の指示書に基づき別口座にて管理出来る預金です。	家庭裁判所の指示によります	1円以上
貯蓄預金	預入残高に応じて金額段階別に利率を設定しています。お手元に置きたい余裕資金のお預け入れに便利です。キャッシュカードもご利用いただけます。個人の方のみ対象で自動受け取り、自動引き落とし等はご利用できません。	出し入れ自由	1円以上 (基準残高10万円)
当座預金	主に法人・個人事業主のお客様の事業資金決済口座としてご利用いただける預金です。	出し入れ自由	1円以上
通知預金	まとまった資金の短期運用に最適です。お引き出しの2日前までにご連絡下さい。	7日以上	1万円以上
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただく預金です。お利息は優遇されているうえ、非課税扱いです。	入金自由、引き出しは納税時	1円以上
スーパー定期預金	ご利用が最も多い定期預金で、目的に応じてお預け入れ金額・期間を選択することができます。	1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年	100円以上 1千万円未満
大口定期預金	市場金利の実勢により金利が決定される預金で、1千万円以上の大口資金運用に最適です。	1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年	1千万円以上
期日指定定期預金	1年複利で、1年の据置期間経過後は1ヵ月前のご通知でお預け入れ額の一部支払いも受けられる流動性も兼ね備えた定期預金です。個人の方のみ対象です。	最長3年 据置期間1年	100円以上 300万円未満
定期積金 (ECO通帳使用)	ご契約時に目標額と期間を定めて、毎月一定額を無理なく積立てる預金で、必要な資金づくりができます。普通預金等から自動振替による積立ができます。	6か月以上 5年以内	所定の掛込 単位金額

偽造カード等への対策について -ICキャッシュカードの発行-

「偽造・盗難キャッシュカード問題」への対策として、生体認証付ICキャッシュカードの発行を行っております。

ICキャッシュカードは、従来の磁気ストライプに比べて、偽造や変造が困難なICチップを搭載しており、また生体情報によるご本人様の確認により一層安全にお使いいただけます。一日のATMでの支払限度額につきましては、既存発行済の磁気カード50万円、ICカード100万円とし、さらに生体情報をご登録いただいた場合、200万円とさせていただきます。



融資業務

当金庫では、お客様のニーズに積極的にお応えすることを心掛けております。個人のお客様のライフプランを応援する充実したローン商品や事業者の方々の円滑な事業展開を応援する無担保商品などをご用意しております。

種類	特色	金額	期間
一般融資	商業手形の割引、商品仕入れ等の短期資金、不動産取得や諸設備のための長期資金等を取り扱っております。	当金庫基準	当金庫基準
制度融資	都・区・市などの有利な制度融資を各種取り扱っております。	制度基準	制度基準
事業者カードローン	事業資金（信用保証協会保証付）	100万円～ 2,000万円以内	1年又は2年
代理貸付	信金中央金庫・日本政策金融公庫・住宅金融支援機構、各金融機関の資金貸付を取り扱っております。	各機関基準	各機関基準
住宅ローン	個人住宅用、土地建物の取得資金	1億円以内	35年以内
リフォームローン	個人住宅修繕、増改築資金	1,000万円以内	15年以内
教育ローン	入学金、授業料等	1,000万円以内	16年以内
カーライフプラン	車輛購入資金、車検費用等	1,000万円以内	15年以内
個人ローン	ブライダル、電化製品・家具購入等の資金	500万円以内	10年以内
しんきんカードローン	個人向けカードローン	10万円～ 100万円以内	3年 (以後自動更新)
シグマきゃっする300	お使いみち自由で主婦、パート、アルバイトの方もOKです。安心サポートの生活応援カードローンです。	50万円～ 300万円以内	3年 (以後自動更新)
とうえい教育カードローン	申込人の子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる納付金および付帯費用に都度利用でき、卒業までは毎月利息のみのお支払い、卒業予定月の3ヵ月後までに証書貸付に切替えいただくものです。	50万円～ 300万円以内	原則5年以内 (1年ごとの更新)

WEBからお申し込みが可能な商品

- カードローン
- シグマきゃっする 300
- とうえい教育カードローン エール
- 一般個人ローン
- 教育プラン
- カーライフプラン
- リフォームプラン
- 無担保住宅ローン
- とうえい職域サポートローン
- とうえいフリーローン「コンタクト」
- とうえいフリーローン「モア」
- とうえいスピードローン「リリーフ・エース」

WEBからの
お申し込み



商品利用に当たっての留意事項

1. 預金・ローン等の商品、サービスにつきまして、それぞれの商品やサービスの内容を職員におたずねいただく等、よくご確認の上ご利用ください。
2. 特にローンにつきましては、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。

貸出運営についての考え方

「地元の資金は地元に戻元する」という信用金庫の基本理念を大切に積極的な取組みを進めております。また、資産の健全性を高めていくことも重要な課題として取り組んでおります。

当金庫の融資業務は、収益性のみを追求した選別でなく、会員である中小企業や個人の皆様を対象として、融資機会の平等を原則に小口多数取引に徹しております。

こうした信用金庫ならではの特性を踏まえ、中小企業の皆様が抱えている問題に十分配慮しながら融資業務を行い、地域社会の発展に貢献できるよう努めてまいります。

営業のご案内

各種サービス・その他業務

当金庫では、お客様にとって「気軽に利用しやすい信用金庫」とであるという立場にたって、生活に密着した各種サービスと利便性を提供しております。

種 類	特 色
キャッシュサービス	当金庫の本支店および全国の信用金庫の「しんきんネットキャッシュサービス」取扱店で、キャッシュカードでのお取扱いができます。 また、全国の銀行、信託銀行、信用組合、労働金庫、農業協同組合、郵便局、コンビニエンスストアの「全国キャッシュサービス」お取扱い店でもお引き出しできます。別途、法人向けのキャッシュカードもご用意しております。
しんきんゼロネットサービス	当金庫のキャッシュカードなら、全国の信用金庫のCD・ATMを利用しても、平日・土曜日のゼロネットサービスタイムの時間内は利用料が無料となります。 —ゼロネットサービスタイム— ※左記以外の時間帯および日曜・祝休日のATM利用には所定の平日8:45～18:00の入出金 手数料がかかります。 土曜9:00～14:00の出金 ※一部、当サービスに加入していない信用金庫もございます。
提携クレジットキャッシングサービス	当金庫のATMでVISA・JCB・UC・DCなどのクレジット会社や、信販・流通系のカードを利用してキャッシングができます。また、一部の提携先については、入金（ご返済）取引もお取扱いできます。
クレジットカードサービス	しんきんVISA・シグマJCBなどのクレジットカードの申込みをお取扱いしております。
インターネットバンキング	個人用（WEBバンキング） お客様のパソコンやスマートフォンからログインして、画面を見ながらの簡単操作で振込・振替・各種照会を原則24時間365日ご利用いただけます。（メンテナンス日を除きます） セキュリティ向上のためソフトウェアトークンのご利用をお勧めしております。 法人用（WEB-FBサービス） お客様のパソコンからシステムにログインして、資金移動や照会等を簡単に行えます。「都度振込」、大量の振込を一括して行う「総合振込」のほか、「給与振込」等のご契約もご用意しております。 セキュリティ向上のため、電子証明書のご利用をお勧めしております。
しんきん電子記録債権サービス（でんさいネット）	手形債権や指名債権（売掛債権等）が抱える課題を克服し、事業者の資金調達を円滑にするため創設された新しい金銭債権が電子記録債権です。 窓口に向くことなく、パソコンのブラウザから所定の操作でシステムにログイン、電子記録債権を簡単に発生させることができます。 電子記録債権の受取確認も簡単に出来、電子記録債権を割り引くこともできます。
Pay-easy（ペイジー）	パソコンからインターネットを利用して税金、公共料金など各種料金の決済ができます。また、口座振替受付サービスでは、企業様の店頭で自動支払いのお手続のお申込みが可能です。（インターネットバンキングのご契約が必要です）
アンサーサービス	電話やFAXを利用して、振込や取立入金のご連絡、残高照会を即時に処理するシステムです。
J-Debit デビットカード	J-Debit加盟店でのお買物やお食事等のご利用代金を当金庫のキャッシュカードで即時決済できます。
自動支払いサービス	公共料金をはじめ、税金・社会保険料・ローンご返済金・各種クレジットカードのご利用代金等をご指定の預金口座から自動的にお支払いできます。
自動受取りサービス	給与・賞与・年金・配当金などがご指定の口座に自動的に振り込まれます。
公金の窓口収納	国税・地方税・社会保険料などの収納事務をお取扱いしております。
内国為替	振込・送金 当金庫の本支店はもちろん、日本全国の信用金庫・銀行・信託銀行・農協・労働金庫などの金融機関へ確実・スピーディーに送金・お振込ができます。 代金取立 手形や小切手などを取立し、ご指定の預金口座にご入金します。
為替自動振込サービス	毎月一定の日にご指定の金額をお客様のご指定口座から、受取口座へ自動的に送金します。
株式払込業務	会社設立および増資の払い込みのお取扱いをしております。
国債の窓口販売	長期利付国債・中期利付国債・個人向け国債のお取扱いをしております。
投資信託	お客さまのニーズに合った、複数の商品からお選びいただけます。 また、少額投資非課税制度（NISA・つみたてNISA）もお取扱いしております。
損害保険の窓口販売	長期火災保険業務のお取扱いをしております。住宅の新築や購入をご検討される際には、ローンのほか火災保険についてもご検討下さい。
生命保険の窓口販売	「しんきんらいふ年金」など将来の豊かな生活実現の準備として、様々なライフスタイルに合わせた資産運用のお手伝いをさせていただいております。
貸金庫	重要書類や貴重品等を安全に保管し、盗難・災害など不慮の事故からお守りいたします。
年金相談	年金に対する関心の高さにお応えするため、年金の専門家である社会保険労務士による「年金相談会」を各営業店にて年1回無料で開催しております。
法律相談	弁護士による「法律相談サービス」を無料で行ってまいります。原則として年4回、四半期毎に本部にて法律全般の相談を受け付けておりますので、ぜひご利用ください。
リースのご案内	機械設備などのリースをご希望のお客様に、しんきんリース㈱をご案内いたします。

主な手数料一覧表（消費税を含む）

（令和7年6月末現在）

		当金庫本支店宛		他行宛（電信）	他行宛（文書）
		5万円未満	5万円以上		
振込手数料	窓口ご利用の場合	5万円未満	220円	605円	605円
		5万円以上	440円	770円	770円
	ATMご利用の場合	5万円未満	無料	275円	
		5万円以上	110円	440円	
	WEBバンキング ご利用の場合 （個人のお客様）	5万円未満	無料	275円	
		5万円以上	110円 ^{※1}	440円	
	WEB-FBサービス ご利用の場合 （法人のお客様）	5万円未満	無料	275円	
		5万円以上	110円 ^{※2}	440円	
	ホームバンキング ご利用の場合	5万円未満	無料	275円	
		5万円以上		440円	
為替自動振込 ご利用の場合	5万円未満	110円	385円		
	5万円以上	220円	550円		
給与振込 ご利用の場合	5万円未満	無料			
	5万円以上		220円		

振込契約 基本料金 （月額）	ホームバンキング、WEB-FBサービス WEB-FBサービス 給与振込 ^{※3} WEB-バンキングサービス、ソフトウェアトークン	1,100円 220円 無料
----------------------	--	----------------------

注意）※1は、同一店内のご本人さま口座への振込は無料です。 ※2は、同一店内への振込は無料です。 ※3は、総合振込契約がない場合は、基本料金（月額）となります。

		平日		土曜日		日曜・祝休日（本店営業部・松島出張所のみ）
		8:30～19:00		8:30～17:00		9:00～17:00
ATM 利用手数料	当庫カード	無料		無料		110円
	他金庫カード	8:45～18:00	8:30～8:45 18:00～19:00	9:00～14:00	8:30～9:00 14:00～17:00	9:00～17:00
		無料	110円	無料	110円	110円
銀行・郵貯 クレジットカード	8:45～18:00	8:30～8:45 18:00～19:00	9:00～14:00	14:00～17:00	9:00～17:00	
	110円	220円	110円	220円	220円	

発行手数料	小切手帳	1冊（50枚綴り）	880円	でんさいネット	基本料	1,100円
	手形帳（約束・為替）	1冊（25枚綴り）	550円		発生記録（PC利用）	330円
	手形貸付用手形	1枚	22円		発生記録（本部代行）	440円
	自己宛小切手	1枚	550円		開示請求（でんさい請求）	3,300円
	各種証明書	1通	550円		残高証明（都度発行）	4,400円
	通帳・証書再発行	1冊（1枚）	550円		残高証明（定例発行）	2,200円
	両替機利用カード発行	1枚	1,100円		特定記録機関変更記録	4,400円
	各種カード再発行（両替カード含む）	1枚	1,100円		貸倒引当金繰入事由に係る証明書	1,100円

その他の 諸手数料	公的機関の調査等に係る照会手数料 （歳末明細出力不可（15年経過）の場合 1ヵ月1口座 440円）	1枚	44円	融資に関する 手数料	住宅ローン、賃貸住宅ローン 事務取扱手数料	22,000円
	代金取立手数料【個別取立・郵送扱い】	1通	880円		不動産担保調査	33,000円
	不渡手形返却料【でんさい取引を含む】	1通	880円		不動産担保物件変更	5,500円
	取立手形組戻料【でんさい取引を含む】	1通	880円		住宅ローン・賃貸住宅ローン 期限前弁済	33,000円
	異議申立預託料【でんさい取引を含む】	1通	1,100円		証貸繰上弁済（一部繰上含む）	5,500円
送金・振込の組戻料	1口	880円	証貸返済条件変更 約定日、割賦期間、返済月の変更		5,500円	
開示請求 手数料 【でんさい以外】	取引履歴に関する情報	1枚毎	440円		返済期間の短縮、返済期限の延長	5,500円
	氏名、住所、電話番号、勤務先	左記一括	880円		債務引受（相続以外）	5,500円
	取引残高（科目、口座番号、残高）	特定日毎	2,200円		証貸金利引下げ等変更	5,500円
	上記以外の情報	1項目毎	1,100円		割引手形信用調査 【でんさい取引を含む】	1通 220円

貸金庫使用料 （年額）	手動式	タイプ	種類	金額	設置店
		半自動式	第1種	11,000円	本店営業部
			第2種	13,200円	
			第3種	14,300円	
	第4種		17,600円		
	全自動式	第1種	14,300円	奥戸支店 本一色支店	
		第2種	19,800円		
		第3種	23,100円		
		第4種	28,600円		
	貸金庫カード再発行手数料				3,300円

株式払込金 保管手数料	1通	証明書発行 株式払込金×0.002+消費税
----------------	----	--------------------------

※共通 貸与鍵の紛失・破損による再作成手数料・・・実費となります。

両替手数料	種類	1～50枚	250枚まで	500枚まで	750枚まで	1,000枚まで	1,001枚以上
	両替機利用	無料	220円	330円	440円	550円	取扱不可
	窓口利用	無料	330円	440円	550円	770円	500枚ごとに440円を加算
	硬貨入金	無料	220円	330円	440円	550円	500枚ごとに330円を加算

※同一金種の新券への両替、汚損、記念硬貨の交換につきましては、手数料は頂けません。
 注意）両替機を利用の場合は、51枚以上より専用カードが必要となります。（50枚まではキャッシュカードで一日1回限りご利用できます。）

自己資本の充実状況

▶ 単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項

自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益剰余金等で構成されております。また、自己資本調達手段は普通出資（発行主体：東栄信用金庫）でコア資本に係る基礎項目の額に算入された額は、588百万円であります。なお、当金庫は優先出資証券等の発行は行っておりません。

◆ 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,621	10,967
うち、出資金及び資本剰余金の額	596	588
うち、利益剰余金の額	10,037	10,391
うち、外部流出予定額（△）	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	104	99
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	104	99
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	10,726	11,066
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	9	21
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9	21
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	9	21
自己資本		
自己資本の額（イ）－（ロ） (ハ)	10,717	11,045
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	83,579	71,785
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,827	3,396
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	87,407	75,181
自己資本比率		
自己資本比率（ハ）／（ニ）	12.26%	14.69%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

定量的な開示事項

▶自己資本の充実度に関する事項

自己資本充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出金計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

(単位:百万円)

項 目	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセットの合計額	83,579	3,343	71,785	2,871
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	71,884	2,875	61,059	2,442
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	60	2	30	1
国際開発銀行向け	—	—	100	4
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	278	11	279	11
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,230	329	9,222	368
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	9,072	362
カバード・ボンド向け	—	—	—	—
法人等向け	20,732	829	12,261	490
中小企業等向け及び個人向け	6,146	245	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	3,305	132
トランザクター向け	—	—	35	1
抵当権付住宅ローン	2,221	88	—	—
不動産取得等事業向け	16,167	646	—	—
不動産関連向け	—	—	18,802	752
自己居住用不動産等向け	—	—	2,925	117
賃貸用不動産向け	—	—	11,390	455
事業用不動産関連向け	—	—	3,199	127
その他不動産関連向け	—	—	1,285	51
ADC向け	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	5,141	205
三月以上延滞等	2	0	—	—
延滞等向け	—	—	1,308	52
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	126	5
取立未済手形	19	0	11	0
信用保証協会等による保証付	635	25	582	23
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	1,189	47	—	—
出資等のエクスポージャー	1,189	47	—	—
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
株式等	—	—	2,318	92
上記以外	15,998	639	7,368	294
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	3,496	139	3,496	139
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	805	32	805	32
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	439	17	471	18
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	11,258	450	2,596	103
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
短期STC要件適用分	—	—	—	—
不良債権証券化適用分	—	—	—	—
STC・不良債権証券化適用対象外分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	11,695	467	10,726	429
ルック・スルー方式	11,695	467	10,726	429
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④未決済取引	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
□ オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,827	153	3,396	135
BI	—	—	2,264	—
BIC	—	—	271	—
八. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	87,407	3,496	75,181	3,007

(注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット等×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和5年度計数)。
 6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
 8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

自己資本の充実状況

▶信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く） リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価につきましては、信用リスクの計量化に向け、現在、インフラ整備も含めた準備を進めております。

以上、一連の信用リスク管理の状況については、リスク管理委員会やALM委員会と協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会といった経営陣への報告体制を整備しております。

また、将来、予想される損失については法令等に基づき適切で厳格な引当を実施して万一に備えております。引当の計上方法は将来において平均的に発生しうる損失に備え計上する一般貸倒引当金及び正常債権等以外の債権に対して計上する個別貸倒引当金があり、いずれも毎期末に全額を洗替え方式により引当を行っております。引当の計上方法については、一般貸倒引当金は過去の貸倒実績率から予想損失率を求め、今後の予想損失額を算出し貸倒引当金として計上しております。一方、個別貸倒引当金は過去の貸倒実績率をもとにご融資先毎に予想損失額（未保全額が一定額以上の債務者についてはキャッシュフロー法による回収可能額を控除した額）を算出し貸倒引当金として計上しております。

◆信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー
	エクスポージャー 区分				債券		デリバティブ 取引			
	令和5年度	令和6年度	貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度		
国 内	128,554	128,183	69,005	68,074	24,582	24,575	—	—	3	2,234
国 外	12,999	13,162	—	—	12,999	13,162	—	—	—	—
地 域 別 合 計	141,554	141,346	69,005	68,074	37,582	37,738	—	—	3	2,234
製 造 業	9,456	8,326	4,310	4,485	5,145	3,840	—	—	0	565
農 業、林 業	2	2	2	2	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	7,633	6,845	7,627	6,845	—	—	—	—	0	385
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	3,684	3,974	175	163	3,509	3,811	—	—	—	—
情 報 通 信 業	971	890	272	190	699	700	—	—	0	30
運 輸 業、郵 便 業	3,209	2,908	2,443	2,341	765	567	—	—	—	136
卸 売 業、小 売 業	4,124	3,869	3,423	3,067	701	801	—	—	—	124
金 融 業、保 険 業	43,141	44,691	3,016	3,735	12,791	12,854	—	—	—	—
不 動 産 業	30,374	29,875	28,575	27,774	1,799	2,100	—	—	0	273
物 品 賃 貸 業	215	171	215	171	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業	512	382	512	382	—	—	—	—	—	40
宿 泊 業	5	5	5	5	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	1,376	996	1,376	996	—	—	—	—	0	75
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娛 楽 業	1,209	1,379	1,209	1,379	—	—	—	—	0	12
教 育、学 習 支 援 業	78	74	78	74	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	905	930	905	930	—	—	—	—	0	237
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,429	1,310	1,429	1,310	—	—	—	—	0	63
国・地方公共団体等	15,775	15,764	1,364	1,160	12,168	13,061	—	—	—	—
個 人	11,988	12,994	11,988	12,994	—	—	—	—	2	288
そ の 他	5,458	5,951	74	61	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	141,554	141,346	69,005	68,074	37,582	37,738	—	—	3	2,234
1 年 以 下	7,043	7,019	5,368	4,565	1,675	2,453	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	9,547	10,017	3,862	4,148	5,684	5,868	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	11,531	10,505	6,577	6,050	4,954	4,454	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	10,344	9,808	6,998	7,089	3,346	2,719	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	12,605	18,994	8,690	7,851	3,914	11,143	—	—	—	—
10 年 以 上	54,575	47,991	37,369	37,693	17,206	10,298	—	—	—	—
期 間 の 定 め の な い も の	35,905	37,009	139	675	800	800	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	141,554	141,346	69,005	68,074	37,582	37,738	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。

①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること

4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。

5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

◆一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

50ページの「貸倒引当金内訳」と同様です。

◆業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種区分 内訳	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
製造業	188	188	188	188	—	—	188	188	188	188	6	—
農業、林業 漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	8	6	6	11	—	0	8	6	6	11	0	0
電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	2	3	3	2	—	0	2	2	3	2	—	0
運輸業、郵便業	30	30	30	30	—	0	30	30	30	30	—	0
卸売業、小売業	3	6	6	3	—	—	3	6	6	3	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	16	—	—	—	—	—	16	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	1
生活関連サー ビス業、娯楽業	0	0	0	—	—	0	0	—	0	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	6	—	—	26	—	—	6	—	—	26	1	—
その他のサービス	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	4	0
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	61	97	97	72	—	—	61	97	97	72	—	—
合計	320	332	332	334	1	0	318	331	332	334	13	1

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



自己資本の充実状況

◆ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
令和6年度						
現金	2,014	—	2,014	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,023	—	7,023	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	1,000	—	1,000	—	200	20
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,789	—	4,789	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	300	—	300	—	30	10
国際開発銀行向け	1,036	—	1,036	—	100	10
地方公共団体金融機構向け	62	—	62	—	—	0
我が国の政府関係機関向け	3,394	—	3,394	—	279	8
地方三公社向け	25	—	25	—	—	0
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	35,207	—	35,207	—	9,222	26
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	34,706	—	34,706	—	9,072	26
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	18,677	1,595	17,937	99	12,261	68
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,300	6,507	4,865	118	3,305	66
トランザクター向け	—	5,427	—	91	35	38
不動産関連向け	37,301	120	37,058	120	18,802	51
自己居住用不動産等向け	9,808	12	9,742	12	2,925	30
賃貸用不動産向け	21,719	19	21,596	19	11,390	53
事業用不動産関連向け	3,587	89	3,576	89	3,199	87
その他不動産関連向け	2,185	—	2,143	—	1,285	60
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	5,141	—	5,141	—	5,141	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	972	16	942	1	1,308	139
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	184	—	184	—	126	69
取立未済手形	58	—	58	—	11	20
信用保証協会等による保証付	9,161	2	9,161	0	582	6
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	2,318	—	2,318	—	2,318	100
合計					53,690	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。



◆リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	19,781
10%	523	10,555
20%	4,930	32,075
35%	2,013	4,044
40%	1,303	—
50%	8,989	2
70%	3,009	—
75%	—	6,984
100%	4,641	40,731
150%	—	394
250%	—	1,574
1,250%	—	—
その他	—	—
合 計		141,554

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円、%)

令和6年度				
告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	81,708	329	19	81,625
40%～70%	20,038	5,273	12	20,115
75%	6,046	957	10	5,638
80%	802	—	0	802
85%	7,432	356	10	6,943
90%～100%	4,610	1,321	10	4,444
105%～130%	4,695	—	0	4,686
150%	6,318	4	18	6,288
250%	2,318	—	0	2,318
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	133,971	8,243	11	132,864

- (注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。



自己資本の充実状況

◆ 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)													
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%
	令和6年度													
現金	2,014	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	7,023	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	4,789	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	835	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	200	—
地方公共団体金融機構向け	—	62	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	3,394	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	26,382	—	5,719	—	—	—	300	—	—	1,103	—
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	26,382	—	5,219	—	—	—	300	—	—	1,103	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	—	—	—	1,973	—	—	—	—	—	—	—	—	4,408	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	91	—	—
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	91	—	—
不動産関連向け	—	—	—	3,377	823	9,929	—	2,541	—	1,079	—	3,545	589	413
自己居住用不動産等向け	—	—	—	3,377	823	2,067	—	—	—	1,079	—	—	589	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	7,861	—	2,541	—	—	—	3,545	—	413
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	58	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	3,336	5,824	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	17,999	9,282	—	31,816	823	15,649	—	2,541	—	1,380	—	3,636	6,302	413

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載していません。

(単位:百万円)

資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																	
60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
令和6年度																	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,014
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7,023
—	—	—	—	—	—	—	—	1,000	—	—	—	—	—	—	—	—	1,000
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,789
—	—	—	—	—	—	—	—	300	—	—	—	—	—	—	—	—	300
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,036
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,394
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	25
—	—	802	—	501	—	—	—	—	—	—	—	—	397	—	—	—	35,207
—	—	802	—	501	—	—	—	—	—	—	—	—	397	—	—	—	34,706
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	6,999	—	—	4,654	—	—	—	—	—	—	—	—	18,036
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	4,177	—	—	—	—	715	—	—	—	—	—	—	—	—	4,984
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	91
3,977	—	3,344	1,489	—	—	1,115	265	—	3,663	970	52	—	—	—	—	—	37,179
—	—	1,816	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,754
1,834	—	—	1,489	—	—	—	265	—	3,663	—	—	—	—	—	—	—	21,616
—	—	1,527	—	—	—	1,115	—	—	—	970	52	—	—	—	—	—	3,666
2,143	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,143
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,141	—	—	—	5,141
—	—	—	—	—	—	—	—	170	—	—	—	—	773	—	—	—	944
—	—	—	—	—	—	—	—	184	—	—	—	—	—	—	—	—	184
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	58
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9,161
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,318	—	—	2,318
3,977	—	4,146	5,666	501	6,999	1,115	265	7,026	3,663	970	52	—	6,311	2,318	—	—	132,864

自己資本の充実状況

▶信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、事業からのキャッシュ・フローを重視し、担保・保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を頂いた上で契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱、および適正な評価を行っております。また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減手法の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として、住宅融資保険、一般社団法人しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、住宅融資保険は政府関係機関保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は主に中小企業向け及び個人向けエクスポージャーとして、適格格付機関が付与している格付により判定しております。また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,260	1,613	18,496	15,007	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

▶派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。当金庫の具体的な派生商品取引は、有価証券関連取引の中の投資信託に構成されている組入れ資産の一部の外国為替関連取引が該当するのみであり、市場リスク及び信用リスクの影響は限定的で、当該取引の個別担保による保全や引当の算定は、特段行っておりません。その他、当該取引のリスク資本及び与信限度枠の割当方法は定めておりませんが、有価証券関連取引については、当金庫の資金運用基準に定められた範囲内の取引から生じたものに限定しております。

また、長期決済期間取引は行っておりません。

◆証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は、証券化商品の取引は行っておりません。

◆オペレーショナル・リスクに関する項目

リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクとは、当金庫の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により当金庫が損失を被るリスク(自己資本比率の算定に含まれる分)及び当金庫自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク(自己資本比率の算定に含まれない分)をいいます。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、標準的計測手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会等におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて、理事会等において、報告する態勢を整備しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、標準的計測手法を採用しております。

▶出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

出資等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、その他信金中央金庫等への出資金が該当します。そのうち、上場株式にかかるリスクの認識につきましては、時価評価によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、遵守状況を経営陣に報告するとともに、ストレス・テストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会等へ報告しております。

一方、非上場株式に関しましては、当金庫が定める「資金運用基準」等に基づいた適正な運用・管理を行っており、その他信金中央金庫等への出資金に関しましてはその都度、個別に判断しております。また、リスクの状況は、財務諸表等をもとにした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理につきましては、当金庫が定める「自己査定規程」、「償却・引当規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

▶ 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

◆ 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,015	1,015	1,578	1,578
非 上 場 株 式 等	833	—	833	—
合 計	1,848		2,411	

◆ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
売 却 益	265	69
売 却 損	1	7
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

◆ 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	△ 146	△ 310

◆ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	—	—

◆ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,511	10,726
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (25%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (40%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—

▶金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

①リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で市場金利が変動することにより資産価値の変動や将来の利益の低下ないし損失を被るリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識しております。また、金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：InterestRateRisk in the BankingBook※）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより、厳正な管理に努めております。

（※IRRBBとは、市場リスクのうち、トレーディング取引等を除くすべての金利感応資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスクをいいます。）

②リスク管理及びリスク削減の方針

当金庫では、統合的リスク管理における各種リスクの一つとして、バランスシート全体の金利感応資産・負債を対象として管理しております。具体的には、ALM委員会やリスク管理委員会において金利リスクの計測結果についての分析・評価を行うほか、金利リスクが過大となった場合の削減方法について協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

③金利リスク計測の頻度

四半期毎にIRRBBを計測しております。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法（ヘッジ手段の会計上の取扱いを含む）

当金庫では、金利リスクが一定の割合を超過するなど過大となった場合には、その他有価証券勘定の債券売却等のほか、金利スワップなども含めて削減方法を検討してまいります。

(2) 金利リスクの算定方法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（注1）及び Δ NII（注2）並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年であります。

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年であります。

③流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

④固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しております。なお、金利リスクの合算において、通貨間の相関等は考慮しておりません。

また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しております。

- ⑥スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）
当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。
- ⑦内部モデルの使用等、 Δ EVEと Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用していません。
- ⑧計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
当期の重要性テスト結果は、監督上の基準値である20%を上回るものの、 Δ EVEで計測した金利リスクに対し十分な自己資本の余裕が確保されております。
なお、当金庫では重要性の観点より、ストレス時に大きな影響を与えと考えられる資産・負債をIRRBBの計測対象としており、その選別にあたっては定量的な基準（当金庫の資産・負債の5%程度）に加えて、定性的な影響等を考慮しております。

B. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

①金利ショックに関する説明

Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動としております。

②金利リスク計測の前提及びその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NIIと大きく異なる点）

当金庫では、リスク資本配賦制度の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しております。

具体的には、部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（保有期間1年、観測期間1年、信頼水準99.0%）に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めております。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しており、定期的に運用方針を見直すことでリスクのコントロールを行っております。

また、当金庫では、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しております。さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では、市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し、金利リスクを計測しております。

◆ 銀行勘定の金利リスク (IRRBB)

(単位:百万円)

IRRBB 1: 金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,841	3,240	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	11	35
3	スティープ化				
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,841	3,240	11	35
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	11,045		10,717	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

◆信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等 による回収見 込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a-c)	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和5年度	184	184	142	41	100.00	100.00
	令和6年度	238	238	199	38	100.00	100.00
危 険 債 権	令和5年度	2,210	2,100	1,809	290	95.04	72.64
	令和6年度	1,943	1,833	1,538	295	94.37	73.01
要 管 理 債 権	令和5年度	134	65	65	0	48.89	0.19
	令和6年度	16	0	—	0	0.10	0.10
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和5年度	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和5年度	134	65	65	0	48.89	0.19
	令和6年度	16	0	—	0	0.10	0.10
小 計 (A)	令和5年度	2,528	2,350	2,017	332	92.95	65.12
	令和6年度	2,197	2,072	1,737	334	94.27	72.67
正 常 債 権 (B)	令和5年度	66,477					
	令和6年度	65,064					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和5年度	69,005					
	令和6年度	67,262					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
 3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
 4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
 5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
 6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
 7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。

～ Anniversary ～

開設記念感謝デーの開催や特別定期預金の発売をいたしました。



篠崎支店



亀戸支店

令和6年度 事業概況

▶事業方針

令和6年度は、中期3か年経営計画の初年度にあたり、「協同組織金融機関として地域が抱える課題解決に貢献し、持続可能な地域社会を創る」ことを目指すべき姿とし、その実現に向けて取り組んでまいりました。特に本計画の重点課題として掲げた「事業者への支援」においては、事業性評価の一層の深掘りを図りながら事業者に寄り添う伴走支援を展開したほか、当金庫の強みである「創業支援」に取り組むなど、事業者の実情に応じた支援の拡大に努めてまいりました。

また、当金庫では信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条により、業務の健全性・適切性を確保するため、「内部管理基本方針」を制定し、業務の執行に際し整備すべき態勢として、「コンプライアンス態勢」、「統合的リスク管理態勢」、並びに「内部監査態勢」等について明確に定め内部統制機能を強化しております。

▶金融経済環境

令和6年度の我が国経済は、コロナ禍の影響から脱した後、企業収益が過去最高を更新し、設備投資も増加するなど企業部門が堅調さを維持したことにより、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、家計部門は名目賃金の伸びが物価上昇に追い付かないこともあって、個人消費は力強さを欠いた状態が続き、景気の回復力は弱い状況が続きました。地域経済を支える中小企業においても、円安・物価高・金利のある世界」の到来により、利益下押しのリスクが増大する中、深刻な人手不足から業績改善なき賃上げを迫られるなどコストカット戦略も限界に達しており、依然として厳しい経営環境が続く一年となりました。

▶業績

預金 普通預金については、お取引先企業の売掛金回収代金、個人のお客様による不動産売却代金の歩留分などにより、前年度比2億45百万円増加しました。一方定期預金につきましては、公金預金の減少、相続預金の流出や他の金融資産への投資などにより、前年度比31億68百万円減少しました。これにより、年度末預金残高は前年度に比べ26億25百万円減少の1,380億11百万円となりました。

融資 融資については、当金庫のお取引先に対して、円滑な資金供給による資金繰り支援に取り組みました。特に物価高、人手不足など多くの経営課題に立ち向かう事業先に対して、各種制度融資を推進し、事業者支援を展開しました。また、個人のお客様に対しても、各種フリーローンを活用し、ライフプランニング支援を行いました。その結果、個人向け貸出は増加したものの、公共工事、不動産事業にかかる運転資金需要の減退などで事業先への貸出が減少し、年度末貸出金残高は17億13百万円減少の670億96百万円となりました。

損益 収益は、貸出金利息が前年度比で17百万円減少しましたが、前年度比で預け金利息が9百万円、有価証券利息配当金が36百万円それぞれ増加したことにより、資金運用収益が前年度比で28百万円増加となりました。また、その他業務収益が前年度比で16百万円増加する一方、役務取引等収益は前年度比で4百万円減少しました。このほか、その他経常収益が前期に保有株式のリバランスにより計上した株式等売却益2億65百万円の反動減により、前年度比1億57百万円減少しました。これにより経常収益は前年度比1億17百万円減少の24億円となりました。

費用は、政策金利の引上げ、市場金利上昇の影響により預金利回りが上昇し、資金調達費用が前年度比で64百万円増加、役務取引等費用が前年度比で3百万円、経費も事務機器等の設備投資による物件費負担があり前年度比21百万円増加しましたが、前年度計上した社債減損処理費用の国債等債券償却が令和6年度の計上は無く、貸出金の信用コストも軽微な水準であったことから、その他業務費用が1億89百万円、その他経常費用が32百万円それぞれ前年度比で減少しました。これにより経常費用は前年度比1億33百万円減少の18億96百万円となりました。

以上の結果、経常利益は前年度比16百万円増益の5億3百万円となり、税引前当期純利益4億95百万円に法人税、住民税及び事業税1億18百万円及び法人税等調整額10百万円計上後の当期純利益は、前年度比74百万円増益の3億65百万円となりました。

▶事業の展望

日本経済は、実質賃金の回復の遅れ、インバウンドを牽引してきた中国人訪日客数の伸び悩みなどもあり停滞感がありましたが、堅調な企業部門の動向を主因として、緩やかに回復基調を辿り、先行きにおいても雇用・所得環境の改善や各種経済政策の効果が、緩やかな回復を支えていくものと期待されております。しかしながら、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっており、その影響度合いは、堅調な国内企業に対し、直接的影響だけでなく間接的影響も含め未だ想定しきれず、日本経済にとって最大の不透明要因となっております。当金庫のお客様である中小企業にも大きな影響を与える可能性があり、経営者の皆様にとっては、現在抱える経営者の高齢化、人手不足といった構造的課題や物価高対策に加え、新たな試練となることが予想されるなど厳しい状況にあります。

当金庫におきましても、日本銀行が令和6年3月にマイナス金利政策を解除して以降、2度に亘る追加利上げの影響を受け、これまで続いた超低金利環境下での経営環境から一転、金利のある世界への対応を迫られる状況となりました。特に預金獲得にかかる資金調達コストの上昇、人材確保にかかる経費負担への対応は新たな経営課題となると認識しており、厳しい経営環境が続くものと予想しております。しかしながら、このような地域経済が困難にあるときこそ当金庫の存在意義を発揮していく機会と認識しております。当金庫の狭域高密度の営業活動を通じて、お客様に寄り添い、実情に応じた対応を心がけ、価値ある課題解決の提案と円滑な資金供給等の支援を行うことで、お取引先企業の成長や発展、地域経済活性化に貢献してまいります。

▶当金庫が対処すべき課題

当金庫は創設以来、地域経済を活性化させ、地域社会を持続可能なものとしていくことが信用金庫に求められている大きな役割として取り組んでまいりました。これからも厳しい経営環境にある地域経済を活性化するために、状況の変化に迅速に適応し、様々なリスクへの対応力を高め、いかなる経営環境に置かれようとも必要とされる金融・決済サービスを安定的に提供し、地域からの信頼を確固たるものとしながら、地域経済・社会の持続的な発展のために尽力してまいります。

経営内容

◆ 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	85期 (令和5年3月末)	86期 (令和6年3月末)	87期 (令和7年3月末)
(資産の部)			
現 金	2,259,304	2,289,525	2,014,617
預 け 金	30,862,332	28,737,167	28,793,799
買 入 金 銭 債 権	28,030	—	—
金 銭 の 信 託	—	—	—
有 価 証 券	50,194,853	50,325,055	49,706,764
国 債	4,512,294	4,511,292	5,479,689
地 方 債	3,615,937	3,613,887	3,611,836
短 期 社 債	—	—	—
社 債	18,658,950	16,379,131	15,387,013
株 式	1,441,873	1,042,873	1,605,233
そ の 他 の 証 券	21,965,797	24,777,870	23,622,990
貸 出 金	69,661,122	68,809,989	67,096,203
割 引 手 形	442,742	435,006	298,889
手 形 貸 付	1,245,032	1,546,944	1,510,336
証 書 貸 付	67,415,872	66,149,855	64,672,490
当 座 貸 越	557,476	678,183	614,486
そ の 他 の 資 産	930,687	1,147,928	1,119,113
未 決 済 為 替 貸	56,139	98,013	58,071
信 金 中 金 出 資 金	605,100	805,100	805,100
前 払 費 用	19,574	14,250	18,178
未 収 収 益	219,982	206,095	197,484
そ の 他 の 資 産	29,889	24,468	40,278
有 形 固 定 資 産	2,790,499	2,790,086	2,852,234
建 物	515,281	489,226	482,217
土 地	2,167,928	2,167,928	2,167,928
リ ー ス 資 産	11,808	9,797	7,785
建 設 仮 勘 定	—	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	95,481	123,134	194,302
無 形 固 定 資 産	12,996	9,418	21,363
ソ フ ト ウ ェ ア	10,942	7,698	19,233
の れ ん	—	—	—
リ ー ス 資 産	—	—	—
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	2,053	1,720	2,130
繰 延 税 金 資 産	214,433	175,698	188,656
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 資 産	—	—	—
債 務 保 証 見 返	169,114	133,483	121,335
貸 倒 引 当 金	△408,897	△431,016	△426,636
(うち個別貸倒引当金)	(△320,322)	(△332,454)	(△334,433)
資 産 の 部 合 計	156,714,478	153,987,335	151,487,452

※貸借対照表の注記は43～44ページに記載しております。

(単位:千円)

科 目	85期 (令和5年3月末)	86期 (令和6年3月末)	87期 (令和7年3月末)
(負債の部)			
預 金 積 金	143,796,859	140,636,618	138,011,178
当 座 預 金	3,099,896	3,166,900	3,712,603
普 通 預 金	71,110,055	73,116,355	73,361,910
貯 蓄 預 金	860,884	827,510	721,998
通 知 預 金	393,761	212,399	171,059
定 期 預 金	63,770,455	59,236,340	56,068,208
定 期 積 金	3,869,600	3,393,218	2,993,929
そ の 他 の 預 金	692,205	683,894	981,469
借 用 金	490,000	441,000	392,000
借 入 金	490,000	441,000	392,000
そ の 他 負 債	363,694	340,948	295,252
未 決 済 為 替 借	53,531	68,280	58,641
未 払 費 用	36,998	43,326	70,298
給 付 補 填 備 金	374	263	403
未 払 法 人 税 等	166,308	127,420	43,055
前 受 収 益	9,359	4,924	5,083
払 戻 未 済 金	2,497	7,404	4,660
払 戻 未 済 持 分	10	30	3,985
職 員 預 り 金	53,063	53,579	53,083
リ ー ス 債 務	12,653	10,518	8,383
資 産 除 去 債 務	9,525	9,525	9,525
そ の 他 の 負 債	19,373	15,675	38,132
賞 与 引 当 金	53,399	53,445	53,445
退 職 給 付 引 当 金	345,329	356,945	353,198
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	71,232	71,344	48,482
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	31,451	29,802	5,487
偶 発 損 失 引 当 金	21,126	6,087	7,318
繰 延 税 金 負 債	—	—	—
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	409,309	409,309	419,718
債 務 保 証	169,114	133,483	121,335
負 債 の 部 合 計	145,751,517	142,478,984	139,707,416
(純資産の部)			
出 資 金	605,388	596,464	588,338
普 通 出 資 金	605,388	596,464	588,338
利 益 剰 余 金	9,757,987	10,037,215	10,391,246
利 益 準 備 金	600,337	605,388	605,388
そ の 他 利 益 剰 余 金	9,157,650	9,431,827	9,785,858
特 別 積 立 金	7,151,334	7,151,334	7,151,334
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,006,315	2,280,492	2,634,523
処 分 未 済 持 分	—	△ 20	△ 647
会 員 勘 定 合 計	10,363,376	10,633,660	10,978,937
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 169,823	105,282	42,098
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	—	—	—
土 地 再 評 価 差 額 金	769,407	769,407	758,999
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	599,584	874,690	801,097
純 資 産 の 部 合 計	10,962,960	11,508,350	11,780,035
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	156,714,478	153,987,335	151,487,452

▶ 貸借対照表の注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6年～47年
その他 3年～15年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署（自己査定委員会）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取引不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は170百万円です。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の管理を合理的に計算することができ、なお、当該企業年金制度全体の拠出額を退職給付費用として処理しております。
また、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれに関する補足説明は次のとおりであります。

- 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
年金資産の額 1,832,300百万円
年金財政計算上の数理債務の額
と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円
差引額 △21,384百万円
- 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和6年3月31日現在）
0.1512%
- 補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金28百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じて算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
9.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

- 睡眠前払戻金損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 役務取引等収益は、役務提供の対価として取受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から取受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくもの、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものがあります。
為替業務及びその他の役務取引等にかかるとする履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る除却対象外消費税等は「その他の資産」に計上し、5年間で均等償却を行っております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
貸倒引当金426百万円
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見直し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
15.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額11百万円
16.理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務はありません。
17.有形固定資産の減価償却累計額1,797百万円
18.信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	238百万円
危険債権額	1,943百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	16百万円
合計額	2,197百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者により有利となる取決めを行った貸出で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
19.手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引当手形、商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は298百万円です。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。
担保に供している資産
有価証券 100百万円
その他資産 2百万円

担保資産に対応する債務

預金 350百万円
上記のほか、為替決済の取引の担保として定期預金1,200百万円、借入金担保として定期預金1,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金2百万円が含まれております。

- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日 平成11年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出しております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額463百万円
- 22.出資1口当たりの純資産額1,002円22銭
- 23.金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、融資事務取扱規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運用しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議、審議を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部・リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。
- (ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準に従い行われております。このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

- (iii) 市場リスクに係る定量的情報
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、投資信託、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（平成26年金融庁告示第8号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析に利用しております。当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を（固定金利群と変動金利群に分けて）、それぞれ金利日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、2,841百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮してあります。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該金額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

- 24.金融商品の時価等に関する事項
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。また、現金は、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	28,793	28,069	△724
(2) 商品有価証券	—	—	—
売買目的有価証券	—	—	—
(3) 有価証券	49,679	48,856	△822
満期保有目的の債券	34,780	33,957	△822
その他の有価証券 (*3)	14,899	14,899	—
(4) 貸出金 (*1)	67,096	66,669	△426
貸倒引当金 (*2)	△426	—	△426
	66,669	66,549	△120
金融資産計	145,143	143,475	△1,668
(1) 預金積金 (*1)	138,011	138,036	265
(2) 借入金 (*1)	392	395	3
金融負債計	138,403	138,432	29

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他の有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づき区分ごとに、新規に預け入れた場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。デリバティブが組み込まれた預け金については、取引金融機関から提示された価格により評価しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.から26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づき区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(スポットレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	26
信金中金出資金(*1)	805
合計	832

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	11,293	8,000	-	9,500
有価証券(*2)	2,448	10,296	13,870	10,700
満期保有目的の債券	2,448	10,096	13,470	9,200
その他有価証券のうち満期があるもの	-	200	400	1,500
貸出金(*3)	10,204	21,569	15,552	18,860
合計	23,945	39,865	29,422	39,060

(*1) 預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2) 有価証券のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(*3) 貸出金のうち、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	125,055	12,956	-	-
借入金	49	196	147	-
合計	125,104	13,152	147	-

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25.有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、26.まで同様であります。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額			時価	差額
		貸借対照表計上額	時価	差額		
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	996	1,032	35		
	地方債	812	823	11		
	社債	2,341	2,412	71		
	その他(外国債券)	1,190	1,204	13		
	小計	5,340	5,472	132		
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	3,513	3,445	△68		
	地方債	2,799	2,761	△38		
	社債	11,197	10,738	△459		
	その他(外国債券)	11,928	11,539	△388		
	小計	29,439	28,484	△955		
合計		34,780	33,957	△822		

26.その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額			取得原価	差額
		貸借対照表計上額	取得原価	差額		
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	308	289	18		
	債券	1,368	1,357	11		
	国債	969	960	9		
	地方債	-	-	-		
	社債	399	397	2		
	その他	7,485	6,799	686		
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,269	1,598	△328		
	債券	1,448	1,495	△47		
	国債	-	-	-		
	地方債	-	-	-		
	社債	1,448	1,495	△47		
	その他	3,018	3,300	△281		
小計	5,736	6,394	△657			
合計		14,899	14,840	58		

27.当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	656	69	7
債券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
合計	656	69	7

28.当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、2,559百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,387百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高のものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生する主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	114 百万円
減価償却引当金	101
退職償却超過額	21
役員退職慰労引当金	13
賞与引当金	14
固定資産減損損失	11
有価証券減損損失	89
その他	16
繰延税金資産小計	383
評価性引当額	△173
繰延税金資産合計	209
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	16
その他	3
繰延税金負債合計	20
繰延税金資産の純額	188

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.92%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については28.63%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産は4百万円増加(繰延税金負債は0百万円増加)し、その他有価証券評価差額金は0百万円減少し、法人税等調整額は4百万円減少しております。再評価に係る繰延税金負債は10百万円増加し、土地再評価差額は同額減少しております。

▶報酬体系について

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数、前年度の業績等をそれぞれ勘査し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	86

(注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

上記の内訳は、「基本報酬」73百万円、「退職慰労金」13百万円となっております。

2. 「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項3号及び4号並びに第1項6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役員等であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和6年度においては、該当する会社はありませんでした。

3. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 令和6年度において対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

経営内容

◆ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	85期 (令和4年度)	86期 (令和5年度)	87期 (令和6年度)
経 常 収 益	2,537,028	2,518,014	2,400,514
資 金 運 用 収 益	2,009,217	2,093,095	2,121,339
貸 出 金 利 息	1,087,541	1,089,521	1,071,841
預 け 金 利 息	81,267	139,913	149,741
有 価 証 券 利 息 配 当 金	824,894	848,497	884,726
そ の 他 の 受 入 利 息	15,514	15,162	15,030
役 務 取 引 等 収 益	129,971	134,594	129,696
受 入 為 替 手 数 料	64,591	64,503	65,548
そ の 他 の 役 務 収 益	65,379	70,090	64,147
そ の 他 業 務 収 益	287,925	6,190	23,088
外 国 為 替 売 買 益	—	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	268,999	—	—
国 債 等 債 券 償 還 益	95	6	4
そ の 他 の 業 務 収 益	18,830	6,183	23,084
そ の 他 経 常 収 益	109,913	284,134	126,389
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	—	—	3,711
償 却 債 権 取 立 益	2,757	1,866	28,727
株 式 等 売 却 益	101,201	265,513	69,536
金 銭 の 信 託 運 用 益	—	—	—
そ の 他 の 経 常 収 益	5,954	16,754	24,413
経 常 費 用	2,046,762	2,030,179	1,896,537
資 金 調 達 費 用	25,094	24,606	89,278
預 金 利 息	18,567	18,736	83,832
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	211	123	299
借 用 金 利 息	6,043	5,479	4,884
そ の 他 の 支 払 利 息	271	268	260
役 務 取 引 等 費 用	89,215	96,799	99,865
支 払 為 替 手 数 料	14,884	15,131	15,259
そ の 他 の 役 務 費 用	74,331	81,668	84,605
そ の 他 業 務 費 用	52,169	266,927	77,356
外 国 為 替 売 買 損	—	—	—
国 債 等 債 券 売 却 損	—	—	—
国 債 等 債 券 償 還 損	650	68	75,470
国 債 等 債 券 償 却	50,119	264,550	—
そ の 他 の 業 務 費 用	1,399	2,309	1,886
経 費	1,604,724	1,588,627	1,609,714
人 件 費	1,079,066	1,057,245	1,056,710
物 件 費	456,525	455,081	477,589
税 金	69,132	76,301	75,414
そ の 他 経 常 費 用	275,558	53,217	20,322
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	204,721	23,725	—
貸 出 金 償 却	59,915	13,189	1,397
株 式 等 売 却 損	—	1,065	7,206
株 式 等 償 却	—	—	—
金 銭 の 信 託 運 用 損	—	—	—
そ の 他 資 産 償 却	—	6,270	—
そ の 他 の 経 常 費 用	10,921	8,966	11,718
経 常 利 益	490,266	487,835	503,977
特 別 利 益	—	—	—
固 定 資 産 処 分 益	—	—	—
そ の 他 の 特 別 利 益	—	—	—
特 別 損 失	0	0	8,764
固 定 資 産 処 分 損 失	0	0	8,764
減 損 損 失	—	—	—
そ の 他 の 特 別 損 失	—	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	490,266	487,835	495,212
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	230,689	198,662	118,365
法 人 税 等 調 整 額	△21,747	△2,045	10,935
法 人 税 等 合 計	208,941	196,616	129,300
当 期 純 利 益	281,324	291,218	365,911
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	1,724,990	1,989,273	2,268,611
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	—	—	—
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,006,315	2,280,492	2,634,523

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口あたりの当期純利益は30円91銭

3. 収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

◆ 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	85期 (令和4年度)	86期 (令和5年度)	87期 (令和6年度)
当 期 未 処 分 剰 余 金	2,006,315,039	2,280,492,224	2,634,523,212
剰 余 金 処 分 額	17,041,665	11,880,817	11,757,451
利 益 準 備 金	5,050,500	—	—
普通出資に対する配当金 (配当率)	11,991,165 (年2.00%の割)	11,880,817 (年2.00%の割)	11,757,451 (年2.00%の割)
特 別 積 立 金	—	—	—
繰越金 (当期末残高)	1,989,273,374	2,268,611,407	2,622,765,761

▶ 会計監査

令和6年度の計算書類については、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

令和6年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和7年6月18日

東栄信用金庫 理事長 田村光彦



経営内容

◆ 最近5年間の主要な経営指標の推移

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益 (千円)	2,634,807	2,336,054	2,537,028	2,518,014	2,400,514
経常利益 (千円)	478,819	583,850	490,266	487,835	503,977
当期純利益 (千円)	337,890	421,997	281,324	291,218	365,911
出資総額 (百万円)	599	600	605	596	588
出資総口数 (千口)	11,997	12,006	12,107	11,929	11,766
純資産額 (百万円)	10,882	11,152	10,962	11,508	11,780
総資産額 (百万円)	151,619	154,992	156,545	153,853	151,366
預金積金残高 (百万円)	138,975	142,084	143,796	140,636	138,011
貸出金残高 (百万円)	68,394	69,691	69,661	68,809	67,096
有価証券残高 (百万円)	46,762	53,030	50,194	50,325	49,706
単体自己資本比率 (%)	11.62	11.65	11.78	12.26	14.69
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	1.25	1.25	1.00	1.00	1.00
役員数 (人)	10	10	9	9	9
うち常勤役員数 (人)	7	7	6	6	6
職員数 (人)	139	142	138	143	141
会員数 (人)	12,923	12,962	13,017	12,696	12,330

(注) 総資産額については、貸借対照表の資産の合計から債務保証見返を控除して計上しております。

◆ 業務粗利益及び業務粗利益率

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
資金運用収支	2,068,488	2,032,061
資金運用収益	2,093,095	2,121,339
資金調達費用	24,606	89,278
役員取引等収支	37,794	29,831
役員取引等収益	134,594	129,696
役員取引等費用	96,799	99,865
その他の業務収支	△260,736	△54,267
その他業務収益	6,190	23,088
その他業務費用	266,927	77,356
業務粗利益	1,845,546	2,007,625
業務粗利益率	1.22%	1.36%

(注) 1. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆ 業務純益

(単位:千円)

項目	令和5年度	令和6年度
業務純益	259,514	412,236
実質業務純益	269,501	412,236
コア業務純益	534,113	487,702
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	534,113	454,282

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額 (または取崩額) を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

◆ 資金運用収支の内訳

区 分	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 勘 定	150,191	146,833	2,093,095	2,121,339	1.39	1.44
うち 貸 出 金	69,728	67,177	1,089,521	1,071,841	1.56	1.59
うち 預 け 金	28,865	28,259	139,913	149,741	0.48	0.52
うち 買 入 金 銭 債 権	10	—	159	—	1.50	—
うち 有 価 証 券	50,980	50,590	848,497	884,726	1.66	1.74
資 金 調 達 勘 定	143,072	139,407	24,606	89,278	0.01	0.06
うち 預 金 積 金	142,555	138,941	18,859	84,132	0.01	0.06
うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	462	413	5,479	4,884	1.18	1.18

(注) 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆ 利 鞘

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和6年度
資 金 運 用 利 回	1.39	1.44
資 金 調 達 原 価 率	1.12	1.21
総 資 金 利 鞘	0.26	0.22

◆ 利益率

(単位:%)

項 目	令和5年度	令和6年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.31	0.33
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.18	0.24

(注) 総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

◆ 受取・支払利息の増減

(単位:千円)

区 分	令和5年度			令和6年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△11,053	94,931	83,877	△44,112	72,356	28,244
うち 貸 出 金	12,435	△ 10,454	1,980	△41,848	24,167	△17,680
うち 預 け 金	△641	59,287	58,646	△2,855	12,683	9,827
うち 買 入 金 銭 債 権	△349	1	△ 348	△79	△79	△159
うち 有 価 証 券	△21,269	44,872	23,602	△6,419	42,648	36,229
支 払 利 息	△211	△ 276	△ 487	△614	65,285	64,671
うち 預 金 積 金	△149	228	79	△465	65,739	65,273
うち 譲 渡 性 預 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	△580	16	△ 563	△580	△14	△595

(注) 1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。
2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆ 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
流 動 性 預 金	77,088	77,852
定 期 性 預 金	65,006	60,668
そ の 他 の 預 金	460	420
譲 渡 性 預 金	—	—
合 計	142,555	138,941

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
2. 定期性預金=定期預金+定期積金
3. その他の預金=別段預金+納税準備預金
4. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

経営内容

◆ 定期預金残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
定 期 預 金	59,236	56,068
固 定 金 利 定 期 預 金	59,236	56,068
変 動 金 利 定 期 預 金	—	—

◆ 貸出金科目別平均残高

(単位:百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
割 引 手 形	392	320
手 形 貸 付	1,380	1,186
証 書 貸 付	67,330	65,017
当 座 貸 越	624	653
合 計	69,728	67,177

(注) 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆ 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
貸 出 金	68,809	67,096
変 動 金 利	40,866	41,070
固 定 金 利	27,943	26,025

◆ 貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

担保の種類	令和5年度	令和6年度
当 金 庫 預 金 積 金	1,035	862
有 価 証 券	400	617
動 産	—	—
不 動 産	42,793	42,086
計	44,228	43,566
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	13,640	12,569
保 証	3,826	3,817
信 用	7,114	7,143
合 計	68,809	67,096

◆ 債務保証見返の担保別内訳

(単位:百万円)

担保の種類	令和5年度	令和6年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
不 動 産	133	120
計	133	120
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	—	—
保 証	0	0
信 用	0	0
合 計	133	121

◆ 貸出金資金使途別残高

(単位:百万円・%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設 備 資 金	40,994	59.5	40,790	60.7
運 転 資 金	27,815	40.4	26,305	39.2
合 計	68,809	100.0	67,096	100.0

◆ 貸出金業種別内訳と構成比

(単位:先・百万円・%)

業種区分	令和5年度			令和6年度		
	先数	残高	構成比	先数	残高	構成比
製 造 業	192	4,147	6.0	186	4,313	6.4
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	335	7,137	10.3	330	6,305	9.3
電気・ガス・熱供給・水道業	1	175	0.2	3	163	0.2
情 報 通 信 業	14	247	0.3	11	165	0.2
運 輸 業、郵 便 業	68	2,308	3.3	71	2,222	3.3
卸 売 業、小 売 業	211	3,246	4.7	213	2,909	4.3
金 融 業、保 険 業	16	3,010	4.3	16	3,708	5.5
不 動 産 業	346	26,409	38.3	339	25,713	38.3
物 品 質 貸 業	3	215	0.3	3	168	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	53	363	0.5	51	302	0.4
宿 泊 業	3	5	0.0	3	5	0.0
飲 食 業	108	1,091	1.5	108	736	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	69	1,128	1.6	69	1,216	1.8
教 育、学 習 支 援 業	6	74	0.1	9	69	0.1
医 療、福 祉	54	860	1.2	53	889	1.3
そ の 他 の サ ー ビ ス	88	1,284	1.8	92	1,179	1.7
小 計	1,567	51,706	75.1	1,557	50,069	74.6
国・地方公共団体	2	1,362	1.9	2	1,159	1.7
個 人	1,677	15,740	22.8	1,650	15,867	23.6
合 計	3,246	68,809	100.0	3,209	67,096	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

◆ 貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	令和5年度	88	98	—	88	98
	令和6年度	98	92	—	98	92
個 別 貸 倒 引 当 金	令和5年度	320	332	1	318	332
	令和6年度	332	334	0	331	334
合 計	令和5年度	408	431	1	407	431
	令和6年度	431	426	0	430	426

◆ 貸出金償却の額

(単位:千円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	13,189	1,397

◆ 預貸率

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和6年度
期 末 預 貸 率	48.92	48.61
期 中 平 均 預 貸 率	48.91	48.34

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

▶ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引

- | | | | |
|----------|--------------|-----------------|--------------|
| 1.金利関連取引 | ——— 該当ありません。 | 4.債券関連取引 | ——— 該当ありません。 |
| 2.通貨関連取引 | ——— 該当ありません。 | 5.商品関連取引 | ——— 該当ありません。 |
| 3.株式関連取引 | ——— 該当ありません。 | 6.クレジットデリバティブ取引 | ——— 該当ありません。 |

▶ 金銭の信託関係

1. 運用目的の金銭の信託

お取扱いはございません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

お取扱いはございません。

3. その他の金銭の信託

お取扱いはございません。

▶ 商品有価証券

(商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券)

お取扱いはございません。

◆ 有価証券の種類別の残存期間別残高

令和5年度

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	995	3,515	—	4,511
地 方 債	—	—	—	310	403	2,899	—	3,613
社 債	870	1,767	1,260	1,622	372	9,691	792	16,379
株 式	—	—	—	—	—	—	1,042	1,042
投 資 信 託	—	465	—	—	2,123	—	6,182	8,772
外 国 証 券	800	3,903	3,682	1,400	2,124	1,050	3,044	16,005

令和6年度

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	4,010	1,469	—	5,479
地 方 債	—	—	—	610	2,501	500	—	3,611
社 債	1,147	1,360	1,641	991	2,158	7,295	791	15,387
株 式	—	—	—	—	—	—	1,605	1,605
投 資 信 託	—	—	—	—	—	—	7,485	7,485
外 国 証 券	1,298	4,490	2,800	1,100	2,429	1,000	3,018	16,137

◆ 有価証券の種類別平均残高

(単位:百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度
国 債	4,512	4,566
地 方 債	3,615	3,613
社 債	17,905	16,068
株 式	1,305	1,684
投 資 信 託	7,249	8,311
外 国 証 券	16,391	16,345
合 計	50,980	50,590

◆ 預証率

(単位:%)

区 分	令和5年度	令和6年度
期 末 預 証 率	35.78	36.01
期 中 平 均 預 証 率	35.76	36.41

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国際業務は行っていないため、国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

◆ 有価証券等の取得価額、時価及び評価損益

売買目的有価証券
お取扱いはございません。

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

区 分	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	4,511	4,768	257	996	1,032	35
	地方債	3,613	3,824	210	812	823	11
	社債	7,635	7,808	172	2,341	2,412	71
	その他	4,667	4,747	80	1,190	1,204	13
	小計	20,428	21,149	720	5,340	5,472	132
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	3,513	3,445	△68
	地方債	—	—	—	2,799	2,761	△38
	社債	6,863	6,621	△242	11,197	10,738	△459
	その他	8,293	8,111	△181	11,928	11,539	△388
	小計	15,156	14,733	△423	29,439	28,484	△955
合 計	35,585	35,882	297	34,780	33,957	△822	

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

その他有価証券

(単位:百万円)

区 分	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	232	227	5	308	289	18
	債券	600	597	3	1,368	1,357	11
	国債	—	—	—	969	960	9
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	600	597	3	399	397	2
	その他	6,213	5,589	623	7,485	6,799	686
	小計	7,046	6,413	633	9,162	8,446	716
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	783	934	△151	1,269	1,598	△328
	債券	1,279	1,295	△16	1,448	1,495	△47
	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	1,279	1,295	△16	1,448	1,495	△47
	その他	5,604	5,923	△318	3,018	3,300	△281
小計	7,666	8,153	△486	5,736	6,394	△657	
合 計	14,713	14,567	146	14,899	14,840	58	

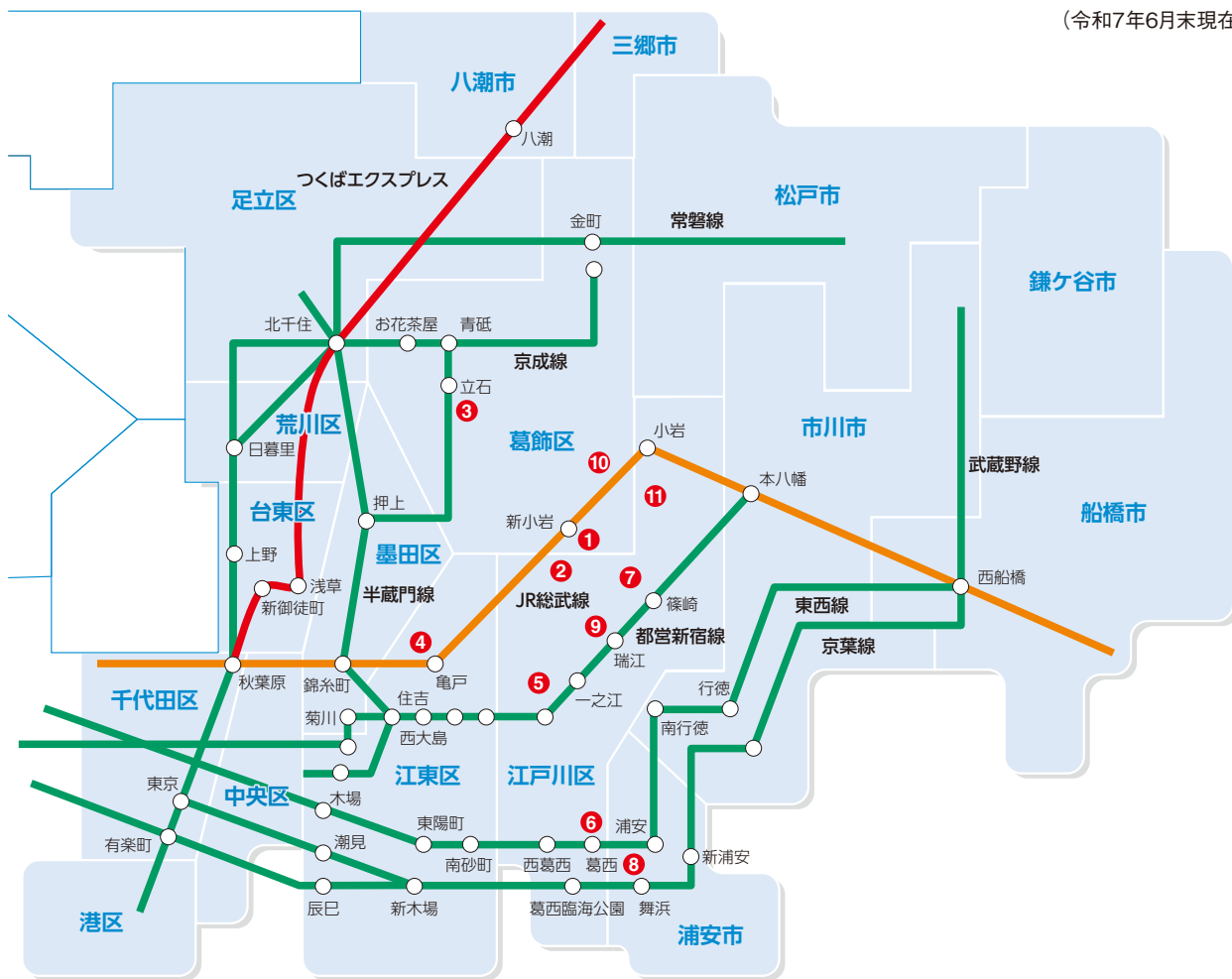
(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。
3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	26	26
信金中金出資金	805	805
合 計	832	832

(令和7年6月末現在)



店番	店名	住所	電話番号	貸金庫	ATM			両替機
					平日	土曜日	日曜日	
①	090 本部	〒124-8501 葛飾区新小岩1-52-8	03-5607-1121					
①	001 本店営業部	〒124-8501 葛飾区新小岩1-52-8	03-3653-3111	◆	★	●	◎	■
②	001 松島出張所	〒132-0031 江戸川区松島4-40-3	ATMのみ		★	●	◎	
③	002 立石支店	〒124-0012 葛飾区立石1-17-12	03-3692-4811		★	●		■
④	003 亀戸支店	〒136-0071 江東区亀戸3-46-17	03-3684-1111	◆	★	●		
⑤	004 江戸川支店	〒132-0024 江戸川区一之江7-29-7	03-3652-4821		★	●		
⑥	005 葛西支店	〒134-0084 江戸川区東葛西5-45-3	03-3680-3521		★	●		
⑦	006 篠崎支店	〒133-0061 江戸川区篠崎町1-30-52	03-3678-2111		★	●		
⑧	007 浦安支店	〒279-0041 浦安市堀江2-29-6	047-352-1111		★	●		■
⑨	008 新堀支店	〒132-0001 江戸川区新堀2-16-16	03-3677-4911		★	●		
⑩	009 奥戸支店	〒124-0022 葛飾区奥戸4-14-12	03-5670-6111	◆	★	●		
⑪	010 本一色支店	〒133-0044 江戸川区本一色3-24-16	03-5662-2111	◆	★	●		

ATMご利用時間

	当金庫カード	他金庫カード
平日	8:30~19:00	8:30~19:00
土曜日	8:30~17:00	8:30~17:00
日曜日	9:00~17:00	9:00~17:00
祝休日	9:00~17:00	9:00~17:00

ホームページ

<https://www.toeishinkin.co.jp/>



本部

〒124-8501
葛飾区新小岩 1-52-8
Tel.03-5607-1121
Fax.03-5607-1530

本店営業部

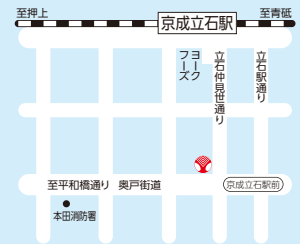
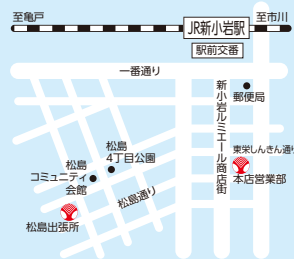
〒124-8501
葛飾区新小岩 1-52-8
Tel.03-3653-3111
Fax.03-5607-6577

松島出張所

〒132-0031
江戸川区松島 4-40-3

立石支店

〒124-0012 葛飾区立石 1-17-12
Tel.03-3692-4811 Fax.03-3696-9659



亀戸支店

〒136-0071 江東区亀戸 3-46-17
Tel.03-3684-1111 Fax.03-3684-1115



江戸川支店

〒132-0024 江戸川区一之江 7-29-7
Tel.03-3652-4821 Fax.03-3674-7062



葛西支店

〒134-0084 江戸川区東葛西 5-45-3
Tel.03-3680-3521 Fax.03-3869-4761



篠崎支店

〒133-0061 江戸川区篠崎町 1-30-52
Tel.03-3678-2111 Fax.03-3698-5943



浦安支店

〒279-0041 浦安市堀江 2-29-6
Tel.047-352-1111 Fax.047-351-0262



新堀支店

〒132-0001 江戸川区新堀 2-16-16
Tel.03-3677-4911 Fax.03-3677-4915



奥戸支店

〒124-0022 葛飾区奥戸 4-14-12
Tel.03-5670-6111 Fax.03-5670-6114



本一色支店

〒133-0044 江戸川区本一色 3-24-16
Tel.03-5662-2111 Fax.03-5662-2120



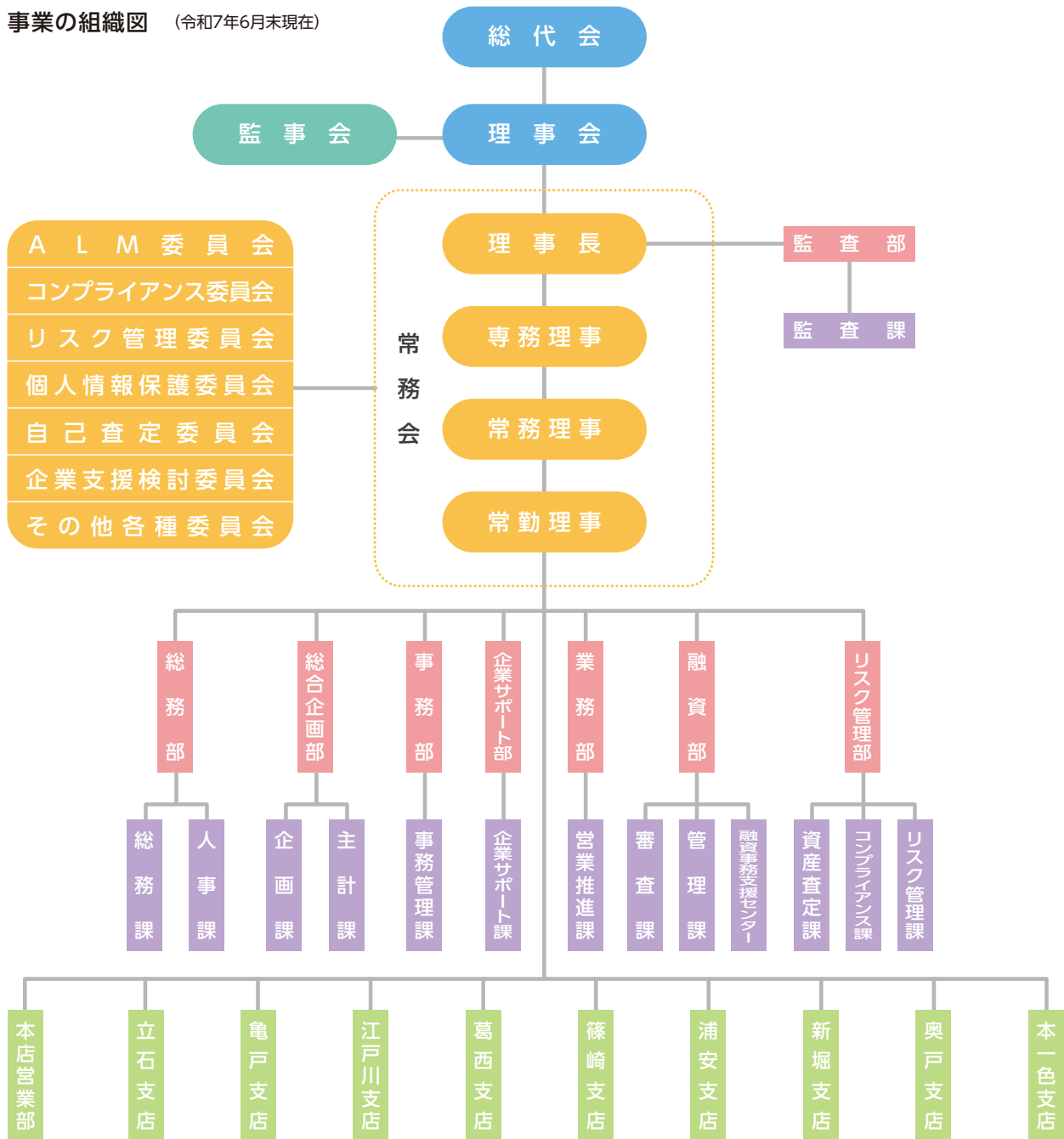
沿革

昭和	平成
13年 9月 8日 産業組合法により有限責任下小松信用組合設立 初代組合長 佐藤 重 葛飾区下小松1402番地へ事務所をおく	3年 12月 24日 本店営業部松島出張所開店
17年 3月 10日 事務所を葛飾区下小松町1429番地へ新築移転 (現在地)	4年 2月 26日 奥戸支店開店
23年 4月 29日 第2代組合長 佐藤栄太郎就任	5年 12月 13日 本一色支店開店
24年 4月 9日 市街地信用組合法により下小松信用組合に改組	6年 1月 17日 FAXOCR為替本部集中処理開始
27年 5月 15日 信用金庫法制定により東京信用金庫に改組 初代理事長 佐藤栄太郎就任	7年 6月 6日 東京都信用金庫健康保険組合の理事長に大野満理理事長就任
28年 7月 5日 立石支店開店	8年 9月 6日 東京しんきん通り会誕生
30年 1月 20日 第2代理事長 酒井良治就任	9年 5月 9日 大野理理事長、勲5等瑞宝章受章
30年 7月 25日 亀戸支店開店	11年 6月 23日 第6代理事長 柴田幸孝就任
31年 12月 10日 国民金融公庫と代理業務契約	12年 3月 6日 デビットカードサービス取扱開始
34年 2月 16日 中小企業金融公庫と代理業務契約	12年 4月 2日 しんきんゼロネット取扱開始
34年 10月 31日 全国信用金庫連合会と代理業務契約	13年 1月 10日 テレホンバンキング共同システム導入
37年 5月 17日 第3代理事長 張替倉吉就任	13年 3月 5日 サッカーくじ払戻業務2店舗で開始
40年 9月 17日 江戸川支店開店	13年 4月 2日 城東地区6信金(足立・亀有・小岩・小松川・成和・東栄)の業務提携(Σバンクグループ発表)
40年 6月 28日 葛西支店開店	※現在は4信金
43年 2月 1日 新本店建築 営業開始	14年 4月 2日 損害保険窓口販売業務取扱開始
44年 5月 24日 中小企業事業団と代理業務契約	14年 10月 1日 生命保険窓口販売業務取扱開始
44年 12月 1日 環境衛生金融公庫と代理業務契約	16年 6月 21日 第7代理事長 小川恒明就任
49年 10月 17日 第4代理事長 岩橋重銓就任	19年 9月 6日 インターネットバンキング取扱開始
49年 12月 15日 篠崎支店開店	19年 6月 21日 第8代理事長 中里恵明就任
49年 12月 15日 日本銀行当座取引開始	20年 9月 8日 創立70周年記念事業として本部ビル(本店営業部)改修
50年 11月 25日 日本銀行蔵入代理店に指定	25年 2月 18日 でんさいネット取扱開始
51年 11月 29日 浦安支店開店	25年 6月 27日 第9代理事長 柳谷勝弘就任
54年 4月 1日 住宅金融公庫と代理業務契約	26年 11月 3日 中里前理事長、旭日双光章受章
59年 5月 14日 第5代理事長 大野 満就任	28年 6月 23日 第10代理事長 北澤良且就任
59年 12月 1日 証券業務取扱開始	
62年 12月 10日 新堀支店開店	令和 元年 12月 30日 松島出張所を廃止し、店舗外ATM設置箇所に変更
	3年 11月 3日 北澤理理事長 黄綬褒章受章
	11年 11月 15日 新亀戸支店建築 営業開始
	6年 7月 17日 第11代理事長 田村光彦就任

組織図

●事業の組織

事業の組織図 (令和7年6月末現在)



理事・監事の氏名及び役職名

役員一覧 (令和7年6月末現在)

理事長 (代表理事)	田村 光彦	常勤監事	恭 樂 剛
常務理事 (代表理事)	田中 裕二	非常勤監事	長谷川 勉 (※2)
常勤理事	磯野 和彦	非常勤監事	小山 俊明 (※2)
常勤理事	大谷 貞徳 (※1)		
常勤理事	伊能 雅貴		
非常勤理事	相澤 晃 (※1)		

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

1 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	55
(2) 理事・監事の氏名及び役職名	55
(3) 会計監査人の氏名又は名称	46
(4) 事務所の名称及び所在地	53
2 金庫の主要な事業の内容	23～25
3 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	40
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	47
① 経常収益	
② 経常利益	
③ 当期純利益	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 役員数	
⑬ 職員数	
⑭ 会員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	47
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	47
ウ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	47
エ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利鞘	48
オ. 受取利息及び支払利息の増減	48
カ. 総資産経常利益率	48
キ. 総資産当期純利益率	48
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	48
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	49
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	49
イ. 固定金利及び変動金利区分ごとの貸出金残高	49
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	49
エ. 用途別の貸出金残高	49
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	50
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	50
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	51
イ. 有価証券の種類別の残存期間別残高	51
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	51
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	51
4 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) リスク管理の体制	21
(2) コンプライアンス(法令等遵守)の体制	17
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	9～11
(4) 金融ADR制度への対応	18
5 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	41～46
(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	39
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権(貸出金のみ)	
④ 貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	
⑤ 正常債権	
(3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	
① 定性的な開示事項	
ア. 自己資本調達手段の概要	27
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	28
ウ. 信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	29
エ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要	35
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	35
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	35
キ. オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	35
ク. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	35
ケ. 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要	35
コ. 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要	37
サ. 金利リスクの算定手法の概要	37～38
② 定量的な開示事項	
ア. 自己資本の構成に関する開示事項	27
イ. 自己資本の充実度に関する事項	28
ウ. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)	29～34
エ. 信用リスク削減手法に関する事項	35
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	35
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	35
キ. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	36
ク. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	36
ケ. 金利リスクに関する事項	38
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	52
② 金銭の信託	51
③ 第102条 第1項第5号に掲げる取引	50
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	50
(6) 貸出金償却の額	50
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	46
6 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	44

あなたの街のあなたの金庫

東栄信用金庫

<https://www.toeishinkin.co.jp/>